

会

議

午前10時 0分開会

議長（佐々木嘉昭君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 認第1号から認第2号の上程

議長（佐々木嘉昭君） 日程により、認第1号 平成15年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 平成15年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 平成15年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 平成15年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 平成15年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 平成15年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 平成15年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第8号 平成15年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第9号 平成15年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第10号 平成15年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上10件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔総務課長兼副収入役 高橋久和君登壇〕

総務課長兼副収入役（高橋久和君） それでは、認第1号から認第9号までの平成15年度下田市各会計の歳入歳出決算についてご説明を申し上げたいと思います。

最初に、一般会計と8特別会計を合計した決算額から申し上げますと、歳入決算額が197億8,136万3,172円で、歳出決算額は194億7,259万288円でございますが、この額から各会計間の重複額15億8,383万3,175円を控除いたしました純計額は、歳入決算額で181億9,752万9,997円、歳出決算額で178億8,875万7,113円でございます。

それでは、一般会計の歳入歳出決算について申し上げます。

収支の状況は、実質収支に関する調書で見ますと、歳入総額は109億8,282万7,000円、歳出総額が107億4,265万4,000円でございます。前年度と比較いたしますと、歳入総額は14億7,148万5,000円、15.5%の増、歳出総額は14億2,181万2,000円、15.3%の増となっております。

歳入歳出差引額は2億4,017万3,000円でございますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が4,114万8,000円でございますので、この額を差し引きました実質収支額は1億9,902万5,000円でございます。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

歳入決算額は109億8,282万7,308円でございます。

歳入の内訳といたしまして、1款市税は32億1,964万5,114円、構成比は29.3%、2款地方譲与税8,944万2,000円、3款利子割交付金2,190万5,000円、4款地方譲与税交付金は2億8,025万9,000円、5款ゴルフ場利用税交付金は1,132万9,080円、6款特別地方消費税交付金は14万6,000円、7款自動車取得税交付金は6,046万9,000円、8款地方特例交付金は8,546万8,000円、9款地方交付税は26億202万5,000円、構成比は23.7%でございます。10款交通安全対策特別交付金は441万2,000円、分担金及び負担金は1億4,954万9,256円、12款使用料及び手数料は1億6,588万611円、13款国庫支出金は11億9,110万9,845円、構成比は10.8%でございます。14款県支出金は6億9,841万5,777円、構成比は6.4%でございます。15款財産収入は1,733万7,690円、16款寄附金は2,672万7,535円、17款繰入金は5億5,251万100円、18款繰越金は1億9,049万9,523円、19款諸収入は7,359万6,777円、20款市債は15億4,210万円、構成比は14.0%でございます。

この中で、前年度と比較して増加した主なものは13款の国庫支出金で3億6,397万2,233円、伸び率は44%、14款県支出金は2億5,229万8,698円、伸び率が56.6%、16款寄附金は1,973万9,806円、伸び率が282.5%、17款繰入金は3億5,788万3,279円、伸び率が183.9%、20款市債は8億9,220万円、伸び率は137.3%でございます。

国庫支出金の増は、主に災害復旧費の負担金の増によるものでございます。県支出金の増は、主に水産物産地流通加工施設高度化対策事業の増によるものでございます。寄附金の増は、主に教育費寄附金及び大久保婦久子顕彰基金寄附金の増によるものでございます。繰入金の増は、主に公共用地取得特別会計繰入金及び減債基金繰入金の増によるものでございます。市債の増は、主に臨時財政対策債及び市営造林の借換債の増によるものでございます。

一方、前年度に比較して減少した主なものは、1款市税、減額で1億398万4,582円、減少率が3.1%、9款地方交付税は8,529万6,000円、3.2%の減、15款財産収入は6,342万5,542円の減、78.5%の率です。18款繰越金は1億6,361万719円の減、46.2%の減でございます。

1款の市税の減は、主に市民税及び固定資産税の減によるものでございます。15款財産収入の減は不動産売却収入の減によるものでございます。

次に、主な歳入項目の内訳についてご説明を申し上げます。

まず、市税でございます。

市税の総額は 32億1,964万5,114円で、その内訳は、市民税 9億 7,736万4,832円、構成比は30.4%、固定資産税は 15億6,420万6,100円、構成比が 48.6%、軽自動車税は 4,473万5,200円、市たばこ税は 2億 1,977万8,956円、特別土地保有税は 1億2,345万150円、入湯税は8,117万3,000円、都市計画税は 2億 893万6,876円、構成比は6.5%でございます。

主に市民税と固定資産税で、市税総額の 79%を占めてございます。

次に、地方交付税でございます。

地方交付税の総額は 26億202万5,000円で、その内訳は普通交付税が 21億3,695万8,000円、特別交付税が 4億 6,506万7,000円でございます。前年度に比較いたしますと 8,529万6,000円、3.2%の減になっております。

その内訳は、普通交付税が 5,534万7,000円、2.5%の減、特別交付税が 2,994万9,000円、6.1%の減でございます。

国庫支出金でございます。

国庫支出金の総額は 11億9,110万9,845円で、その内訳は、国庫負担金が 7億 9,101万371円、国庫補助金が 3億 7,128万4,265円、委託金が2,881万5,209円でございます。

前年度に比較いたしますと 3億 6,397万2,233円、44%の増になっておりますが、その内訳は、国庫負担金で 2億 4,449万612円、44.7%の増、国庫補助金で 1億 376万3,265円、38.8%の増、委託金が 1,571万8,356円、120%の増でございます。

次に、県支出金でございます。

県支出金の総額は 6億 9,841万5,777円で、その内訳は、県負担金が 1億 825万2,037円、県補助金が 5億 5,206万6,920円、委託金が 3,809万6,820円でございます。

前年度に比較いたしますと 2億 5,219万8,698円、56.6%の増になっております。その内訳は、県負担金で 1,266万6,508円、13.3%の増、県補助金は 2億 4,359万9,874円、79%の増、委託金が 396万7,684円、9.4%の減でございます。

以上で歳入の概要についての説明を終わらせていただきます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

歳出の総額は 107億4,265万3,985円で、予算に対する執行率は 96.9%でございます。

次に、主な歳出項目について款ごとにご説明を申し上げます。

1 款議会費の支出済額は 1億 2,853万3,342円で、予算現額に対する執行率は 99.4%でござ

います。支出済額は、前年度に比較いたしますと 1,008万1,051円、7.3%の減でございます。

2 款総務費の支出済額は 14億9,390万1,283円で、予算現額に対する執行率は 99%でございます。支出済額は、前年度に比較いたしますと 1億 4,330万5,618円、10.6%の増でございます。主な事業は選挙費で、4月 13日県議会議員選挙、4月 27日市議会議員選挙、11月9日衆議院選挙が執行されております。また、開港 150周年記念推進事業他を行いました。

3 款民生費の支出済額は 22億1,009万8,371円で、予算現額に対する執行率は 99.5%でございます。支出済額は、前年度に比較いたしますと 2億 2,024万261円、11.1%の増でございます。主な事業は児童扶養手当支給事業、生活保護支給事業他を行いました。

4 款衛生費の支出済額は 9億 8,831万8,558円で、予算現額に対する執行率は 99.4%でございます。支出済額は、前年度に比較いたしますと 747万8,682円、0.8%の増でございます。主な事業は、健康診査委託、焼却灰等処理委託、合併処理浄化槽設置事業他を行いました。

5 款農林水産業の支出済額は 5億 7,291万1,451円で、予算現額に対する執行率は 99.2%でございます。支出済額は、前年度に比較いたしますと 1億 9,556万4,892円、51.8%の増でございます。主な事業は、水産物産地流通加工施設高度化対策事業、須崎及び白浜漁場整備事業他外浦海岸の災害対策緊急海岸整備モデル事業他を行いました。

6 款観光費の支出済額は 3億 6,901万7,555円で、予算現額に対する執行率は 98.8%でございますが、外ヶ岡交流館整備事業 73万5,000円の繰越明許がございますので、これを除いた執行率は 99%でございます。支出済額は、前年度と比較いたしますと 3,064万7,535円、7.7%の減でございます。主な事業は、商工振興事業、中小金融対策事業、新世紀観光振興推進事業、下田公園開港広場整備事業他を行いました。

7 款土木費の支出済額は 17億4,157万2,187円で、予算現額に対する執行率は 93.6%でございますが、みなと橋かけ替え事業及び地域生活基盤施設整備事業 1億 1,791万3,000円の繰越明許費がございますので、これを除外した執行率は 99.9%でございます。支出済額は、前年度に比較いたしますと 2億 8,413万6,678円、19.5%の増でございます。主な事業は、宇土金線道路改良事業、みなと橋かけ替え事業、恵比寿島橋改良事業、下條川・奥条川河川改良事業、住宅改修建て替え支援事業他を行いました。みなと橋かけ替え事業で橋梁工事や各種委託、道路用地購入及び移転の補償を行いました。市内の県営事業に対し道路整備事業負担金、海岸環境整備事業負担金、港湾整備事業負担金を支出いたしました。

8 款消防費の支出済額は 4億 7,834万4,721円で、予算現額に対する執行率は 99.9%でございます。支出済額は前年度に比較いたしますと 74万1,095円、0.2%の減でございます。

9款教育費の支出済額は8億783万3,688円で、予算現額に対する執行率は98.6%でございます。支出済額は、前年度に比較いたしますと81万9,790円、0.1%の増でございます。主な事業は小学校管理事業で、稲梓小学校屋内運動場防水改良工事、NEW!!わかふじ国体事業を行いました。

10款災害復旧費の支出済額は2億1,423万2,906円で、予算現額に対する執行率は99.9%でございます。支出済額は、前年度に比較いたしますと2億1,347万3,161円、281%の増でございます。主な事業は、公共河川災害復旧事業の8月15日災、11月30日災で、重要河川大賀茂川他12件、公共道路橋梁施設災害復旧事業で、市道板戸落合線他7件、単独道路橋梁施設災害復旧事業で市道梶浦支線他2件の災害復旧工事を行いました。公共学校施設災害復旧事業で、稲梓中学校屋外運動場災害復旧工事を行いました。

11款公債費の支出済額は17億3,088万9,923円で、予算現額に対する執行率は99.9%でございます。支出済額は、前年度に比較いたしますと3億9,826万2,241円、29.9%の増でございます。このうち、一時借入金の利子及び事業を除く元利償還額は17億1,948万4,908円で、前年度に比較いたしますと3億9,784万4,295円、29.9%の増でございます。内訳は、元金で4億2,448万2,288円、42.9%の増、利子で2,663万7,993円、7.8%の減になっております。平成15年度末の記載残高は115億9,621万3,000円で、前年度に比較いたしますと1億2,872万7,000円、1.1%の増でございます。平成15年度末の人口1人あたりに換算いたしますと約42万8,000円となっております。また、公債費比率は18.2%で、前年度に比較いたしますと2.8%も悪化しております。

次に、性質別決算の状況をご説明を申し上げます。

投資的経費は17億1,078万5,000円、構成比は15.9%、増減率は66%の増。1として普通建設事業15億296万1,000円で14.1%の構成比、災害復旧は2億780万3,000円で、構成比は1.9%でございます。投資的経費は、全体で90億3,186万9,000円、構成比は84.1%、増減率は9%の増、人件費は23億3,704万1,000円で21.8%の構成比、1.5%の減、物件費は10億1,843万6,000円で9.5%の構成比、維持補修費は5,731万3,000円で0.5%の構成比、扶助費は11億6,445万9,000円で10.8%の構成比、18.7%の増でございます。補助費等は12億1,369万5,000円で11.3%の構成比、公債費は17億3,047万5,000円で16.1%の構成比、29.9%の増でございます。積立金は1億5,219万7,000円で1.4%の増、投資及び収支貸付金は1,598万3,000円で0.2%の構成比、繰出金は13億4,227万円で12.5%の構成比であります。

財政の弾力性を示す総合的な指標でございます経常収支比率は87.6%で、前年度に比較い

たしますと1.5ポイント改善しております。

次に、各種基金についてご説明を申し上げます。

15年度末の基金は一般会計と特別会計 水道事業を除く で12億7,133万7,000円であります。その内訳は、一般会計で8億 9,754万2,000円、特別会計で3億 7,379万5,000円であります。主な基金の現在高は、土地開発基金が 714万6,000円、減債基金が3億 5,852万円、財政調整基金が1億 6,462万2,000円、介護保険介護 給付費準備金が3億 5,097万1,000円、ほのぼの福祉基金1億 4,617万3,000円、下田港湾地域振興基金 3,640万5,000円、庁舎建設基金 6,735万1,000円、教育振興基金 4,001万1,000円、奨学振興基金 2,325万6,000円、大久保婦久子顕彰基金 1,000万円でございます。

以上で一般会計の決算の概要説明を終わらせていただきます。

次に、各特別会計の決算についてご説明を申し上げます。

最初に、稲梓財産区特別会計について申し上げます。

決算の状況は、歳入決算額は 156万8,584円、歳出決算額が 62万3,659円、歳入歳出差引額は94万4,925円で、予算現額に対する執行率は、歳入が 99.7%、歳出が 39.6%でございます。

次に、下田駅前広場整備事業特別会計についてご説明を申し上げます。

決算の状況は、歳入決算額が 1,323万5,959円、歳出決算額は 1,227万2,805円、歳入歳出差引額は96万3,154円で、予算現額に対する執行率は、歳入が 100.3%、歳出が93%でございます。主な事業は駅前広場整備事業で、広場改修工事及び外灯改修工事を行いました。

次に、公共用地取得特別会計について申し上げます。

決算の状況は、歳入決算額は2億 5,100万2,780円、歳出決算額は2億 5,100万2,780円、歳入歳出差引額はゼロ円で、予算現額に対する執行率は、歳入歳出とも 99.9%でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

決算の状況は、歳入決算額は 29億5,360万3,567円、歳出決算額は 29億270万1,552円、歳入歳出差引額は 5,090万2,015円で、予算現額に対する執行率は、歳入が 99.9%、歳出が 98.1%でございます。本年度の医療給付費は 18億295万458円で、前年度に比較いたしますと3億1,227万109円、21.1%の増になっております。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

決算の状況は、歳入決算額が 29億8,944万242円、歳出決算額が 30億788万6,010円、歳入歳出差引額、歳入不足額は 1,844万5,768円でございます。このため、翌年度歳入繰上充当金 1,844万5,768円で歳入不足額を補填いたしました。予算現額に対する執行率は、歳入が

98.4%、歳出が99.1%でございます。本年度の医療費は29億8,234万1,230円で、前年度に比較いたしますと3,860万5,227円、1.3%の増になっております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

保険事業勘定の決算の状況は、歳入決算額が12億1,575万8,744円、歳出決算額が12億308万6,043円、歳入歳出差引額は1,267万2,701円で、予算現額に対する執行率は、歳入が96.6%、歳出が95.6%でございます。基金関係では、介護給付費準備金が3億5,097万1,000円の積立をしております。

通所サービス勘定の決算の状況は、歳入決算額が2,938万7,769円、歳出決算額が2,938万7,769円、歳入歳出差引額はゼロで、予算現額に対する執行率は、歳入歳出とも88.8%でございます。なお、本年度をもちまして通所サービス勘定は廃止されました。

次に、集落排水事業特別会計について申し上げます。

決算の状況は、歳入決算額が2,056万3,756円、歳出決算額が1,966万3,206円、歳入歳出差引額は90万550円で、予算現額に対する執行率は、歳入が99.2%、歳出が94.9%でございます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

決算の状況は、歳入決算額は13億2,397万4,463円、歳出決算額が13億331万2,479円、歳入歳出差引額は2,066万1,984円で、予算現額に対する執行率は、歳入が100.4%、歳出が98.8%でございます。主な事業は、管渠築造工事として公共事業費2億1,333万8,108円で、管渠延長419.8メートル、単独事業費8,421万1,880円で、管渠延長653.95メートルの工事を行いました。この結果、15年度末の整備済み面積は242.70ヘクタールとなり、許可面積298.70ヘクタールに対し81.2%の整備率となります。供用及び処理開始面積は241.90ヘクタールでございます。下田浄化センター等建設事業費として4,697万239円で、下田浄化センター自家発電機設備工事委託他を行いました。

以上で各会計の決算の概要について説明を終わらせていただきます。

それでは、歳入歳出の事項明細によりまして補足説明をさせていただきます。恐れ入りますが、平成15年度各会計歳入歳出決算書の附属資料をお開き願いたいと思います。

まず、1ページをお開きください。市税についてご説明を申し上げます。

予算現額は32億4,331万1,000円に対しまして調定額は42億6,651万9,708円、収入済額が32億1,964万5,114円、この中には2万3,871円の還付未済額が含まれております。不納欠損額は2,415万3,924円、収入未済額は10億2,272万670円でございます。調定額を前年度に比

較いたしますと2億6,871万3,087円、5.9%の減、収納率は75.5%で前年度を2.2ポイント上回っております。

税目別の状況についてご説明を申し上げます。

1款市民税は、予算現額9億8,260万円に対しまして、調定額は11億7,601万5,254円、収入済額が9億7,736万4,832円、不納欠損額は1,248万447円で、収入未済額は1億8,616万9,945円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと9,793万2,713円、7.7%の減、収納率は83.1%で、前年度を0.1ポイント上回っております。

市民税の内訳を申し上げますと、1目個人市民税は、調定額9億6,479万3,954円に対しまして、収入済額が7億8,265万9,632円、不納欠損額が1,226万1,977円、収入未済額が1億6,987万2,345円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと9,512万7,527円、9.0%の減、収納率は81.1%で前年度を0.6ポイント上回っております。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては記載のとおりであります。

2目法人市民税は、調定額が2億1,122万1,300円に対しまして、収入済額が1億9,470万5,200円で、不納欠損額が21万8,500円、収入未済額が1,629万7,600円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと280万5,186円、1.3%の減、収納率は92.2%で、前年度を3.3ポイント下回っております。現年課税分、滞納繰越分の内訳については記載のとおりでございます。

2項固定資産税は、予算現額15億7,150万円に対しまして調定額は20億3,928万3,904円、収入済額が15億6,420万6,100円、不納欠損額は841万5,564円で、収入未済額が4億6,666万2,240円でございます。調定額は、前年度に比較いたしますと6,318万6,900円、3.0%の減、収納率は76.7%で、前年度を1.8ポイント下回っております。

内訳を申し上げますと、1目固定資産税は調定額20億3,069万9,604円に対しまして、収入済額が15億5,590万1,800円、不納欠損額が841万5,564円、収入未済額が4億6,666万2,240円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと6,284万7,800円、3.0%の減、収納率は76.6%で、前年度を1.8ポイント下回っております。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては記載のとおりでございます。

2目国有資産等所在市町村交付金は、調定額、収入済額とも830万4,300円で、前年度に比較いたしますと33万9,100円、3.9%の減でございます。

2ページをお願いいたします。

3項軽自動車税は予算現額4,250万円に対しまして調定額が4,917万7,300円、収入済額が



4,473万5,200円、不納欠損額が27万8,900円、収入未済額が416万3,200円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと145万800円、3.0%の増、収納率は91.0%で、前年度を0.1ポイント上回っております。軽自動車税の現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては記載のとおりでございます。

4項市たばこ税は、予算現額2億2,000万円に対しまして、調定額、収入済額とも2億1,977万8,956円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと203万7,774円、0.9%の増でございます。

5項特別土地保有税は、予算現額1億2,281万1,000円に対しまして、調定額は4億930万6,446円で、収入済額が1億2,345万150円でございます。不納欠損額は184万1,000円で、収入未済額は2億8,401万5,296円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと1億1,478万8,595円、21.9%の減、収納率は30.2%で、前年度を20.4%ポイント上回っております。前年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては記載のとおりでございます。

6項入湯税は、予算現額8,860万円に対しまして、調定額が1億41万1,750円で、収入済額が8,117万3,000円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと1,175万7,190円、13.3%の増、収納率は80.8%で、前年度を13.9ポイント下回っております。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては記載のとおりでございます。

7項都市計画税は、予算現額2億1,030万円に対しまして、調定額は2億7,254万6,098円で、収入済額が2億893万6,876円でございます。不納欠損額は113万7,983円で、収入未済額は6,247万1,239円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと805万643円、2.9%の減、収納率は76.7%で前年度を1.7ポイント下回っております。

3ページをお願いいたします。

現年課税分、滞納繰越分の内訳については記載のとおりでございます。

2項地方譲与税は、予算現額、調定額、収入済額とも8,944万2,000円で、前年度に比較いたしますと362万、4.2%の増でございます。

その内訳を申し上げますと、1項自動車重量譲与税の収入済額が6,658万8,000円で、前年度より1,386万4,000円、26.3%の増でございます。

2項地方道路譲与税の収入済額は2,285万4,000円で、前年度より1,024万4,000円、31.0%の減でございます。

3項利子割交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも2,190万5,000円で、前年度に比較いたしますと1,201万1,000円、39.0%の減でございます。

4項地方消費税交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも2億8,025万9,000円で、前年度に比較いたしますと1,881万4,000円、7.2%の増でございます。

4ページをお願いいたします。

5款ゴルフ場利用税交付金は、予算現額1,132万9,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1,132万9,080円で、調定額は、前年度に比較いたしますと188万1,932円、14.2%の減でございます。

6款特別地方消費税交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも14万6,000円で、前年度と比較いたしますと42万8,000円、74.6%の減でございます。

7款自動車取得税交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも6,046万9,000円で、前年度に比較いたしますと60万2,000円、1.0%の増でございます。

8款地方特例交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも8,546万8,000円でございます。前年度に比較いたしますと462万、5.1%の減でございます。

9款地方交付税は、予算現額、調定額、収入済額とも26億202万5,000円で、前年度に比較いたしますと8,529万6,000円、3.2%の減でございます。

5ページをお願いいたします。

10款交通安全対策特別交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも441万2,000円で、前年度に比較いたしますと8万円、1.8%の増でございます。

11款分担金及び負担金は、予算現額1億4,903万9,000円に対しまして、調定額は1億6,242万2,686円で、収入済額が1億4,954万9,256円でございます。不納欠損額は65万9,100円で、1項1目民生費負担金、2節児童福祉負担金の保育料でございます。収入未済額は1,221万4,330円で、社会福祉負担金及び児童福祉負担金でございます。調定額を前年度に比較いたしますと251万1,323円、1.6%の増でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

12款使用料及び手数料は、予算現額1億6,541万9,000円に対しまして、調定額は1億6,722万7,011円で、収入済額が1億6,588万611円でございます。収入未済額は134万6,400円でございますが、これは7ページ目の6目土木使用料、2節河川占用料4,400円、8ページの4節住宅使用料134万2,000円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと391万8,932円、2.3%の減でございます。

7ページをお願いいたします。

収入済額のうち主なものを申し上げますと、1項4目農林水産使用料、5節あずさ山の家

使用料は731万1,650円で、前年度より68万6,000円、8.6%の減でございます。

5目商工使用料、3節温水シャワー使用料は372万7,300円で、前年度より36万6,300円、9.0%の減でございます。

5節外ヶ岡交流館使用料は1,839万4,870円で、前年度より14万3,254円、0.8%の減でございます。内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

6目土木使用料、1節道路占用料は1,472万6,693円で、現年度より92万6,830円、5.9%の減でございます。

3節都市公園使用料は2,107万3,427円で、前年度より125万4,244円、6.3%の増でございます。内訳は備考欄記載のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

4節住宅使用料は1,807万8,533円で、前年度より5,930円、0.1%の増でございます。

7目教育使用料でございますが、9節市民文化会館使用料は1,554万4,490円で、前年度より18万3,100円、1.3%の増でございます。

9ページ目の2項3目衛生手数料、2節清掃手数料は2,569万5,990円で、前年度より114万3,060円、4.3%の減でございます。

13款国庫支出金は予算現額12億5,421万6,000円に対しまして、調定額は12億4,450万9,845円、収入済額が11億9,110万9,845円でございます。収入未済額は5,340万円で、繰越明許費未収入特定財源で、11ページの2項4目1節道路橋梁費補助金、及び12ページの3節都市計画費補助金でございます。調定額を前年度に比較いたしますと4億1,737万2,233円、50.5%の増でございます。

次に、13ページ目をお願いいたします。

14款県支出金は予算現額6億9,668万5,000円に対しまして、調定額、収入済額とも6億9,841万5,777円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと2億5,229万8,698円、56.6%の増でございます。

次に、19ページ目をお願いいたします。

15款財産収入は、予算現額が1,769万6,000円に対しまして、調定額は1,929万3,170円で、収入済額が1,737万7,690円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと6,260万1,057円、76.4%の減でございます。収入未済額の195万5,480円は市有地貸付収入でございます。

収入済額のうち主なものを申し上げますと、1項1目1節市有地貸付収入1,290万3,150円

で、前年度より331万3,406円、20.4%の減でございます。

20ページ目の2項1目不動産売却収入は17万49円で、前年度より6,008万2,369円、99.7%の減でございます。

16款寄附金は、予算現額2,590万2,000円に対しまして調定額、収入済額とも2,672万7,535円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと1,133万9,806円、261.8%の増でございます。

次は、21ページ目をお願いいたします。

17款繰入金は予算現額が5億5,323万6,000円に対しまして、調定額、収入済額とも5億5,251万100円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと3億5,788万3,279円、183.9%の増でございます。

次は、22ページ目をお願いいたします。

18款繰越金につきましては、補足説明はございません。

次に、23ページ目をお願いいたします。

19款諸収入は、予算現額6,623万9,000円に対しまして、調定額は8,558万4,672円で、収入済額が7,359万6,777円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと270万7,730円、3.3%の増でございます。収入未済額は1,198万7,895円で、3項1目民生費貸付金元利収入でございます。

次に、26ページ目をお願いいたします。

20款市債は予算現額、調定額とも15億6,620万円で、収入済額は15億4,210万円でございます。収入未済額2,410万円は繰越明許費、未収入特定財源で、27ページ目の1項4目施設道路橋梁債みなと橋かけ替え事業費及び5節都市計画事業債でございます。調定額を前年度に比較いたしますと9億1,630万円、141.2%の増でございます。増加したものは、主なものは土木債1億6,130万円の増、林業債2億9,350万円の増、臨時財政対策債2億9,600万円の増でございます。

以上で一般会計歳入についての補足説明を終わらせていただきます。

次に、29ページ目をお願いいたします。

平成15年度歳出決算節別一覧表でございますが、参考までに前年度と比較いたしまして10%以上かつ100万円以上の増減があった主なものだけを申し上げます。

5節災害補助債67.3%の減、7節賃金20.8%の増、8節報償費11.3%の減、9節旅費15.2%の増、15節工事請負費70.4%の増、15節公有財産購入費28.1%の減、19節負担金、

補助及び交付金 19.7%の増、20節扶助費 18.7%の増、22節補償・補填及び賠償金 55%の減、23節償還金利子及び割引料 29.5%の増、24節投資及び出資 66.7%の増、25節積立金 253.9%の増、28節繰出金 8.8%の増になっております。

次は、歳出について補足説明させていただきます。

31ページ目をお開き願いたいと思います。

1 款議会費でございます。特に申し上げることはございません。

2 款総務費でございますが、41ページ目の1 款4 目商工小売都市交流事業で、第 20回ニューポート黒船祭に下田市長を団長に 11名が参加いたしました。

42ページ目の5 目財産管理費の財産管理事務で公有財産台帳整備事業委託を行いました。

43ページ目の7 目企画振興費、地域振興事業でバス路線維持費補助金を支出しております。

44ページ目のふるさとづくり事業でヒマラヤザクラ植栽事業を行いました。また、全国宝くじの一般コミュニティー助成事業助成金を広岡東区、須崎区に支出しております。

46ページ目の開港 150周年記念推進事業でオープニングイベントや歴史シンポジウム、歴史公園館看板の設置等を行いました。さらに、本実行委員会に対し補助金を交付しております。

48ページ目の9 目会計管理から 54ページ戸籍住民基本台帳費までは、特に申し上げることはございません。

57ページ、4 項3 目静岡県議会議員選挙費で県議会議員選挙が執行されました。立候補者数が定数を超えなかったため無投票となっております。

58ページ目の4 目下田市議会議員選挙費で市議会議員選挙が執行されました。

65ページ、7 項1 目交通安全対策費・交通安全施設整備事業で防護さく7カ所、カーブミラー20カ所の設置工事等を行いました。

66ページ8 項1 目地域防災対策費、地域防災対策総務事務で同報行政無線の各種整備及び保守点検業務委託を行いました。

68ページ目の9 項1 目行政情報化推進事業ですが、すべての地方公共団体を相互に接続するネットワーク事業に参加するため、L G W A N 関連機器の購入及び設置を行いました。

69ページから3 款民生費でございますが、76ページ目の1 項5 目福祉基金で一般市民からの寄附金 19件、51万7,535円をほのぼの福祉基金として積立を行い、基金運用益及び元金 3,000万円を各事業に充当いたしました。その結果、本年度末の基金残高は1億 4,617万

2,954円でございます。

77ページ目の2項1目老人福祉総務費は、老人福祉施設入所者措置事業で、賀茂老人ホーム他2施設に30名の方々が入所されております。

また、在宅老人援護事業として、いきがいデイサービス事業を下田市デイサービスセンターと梓の里の2カ所で行い、利用者は延べ2,150人でございます。在宅の要援護老人や介護者等の各種相談に応ずるため在宅介護支援センターの運営事業を梓の里に委託しました。相談実績は延べ967件でございます。

ひとり暮らし老人等のため、配食サービスを配食事業者に委託しました。実績は、延べ1万4,616食でございます。

78ページ目の訪問ヘルプサービス事業で下田市社会福祉協議会他1福祉法人に委託し、14世帯に対し、延べ694回ヘルパーを派遣し、家事援助サービス事業を行いました。

82ページ目をお願いいたします。

4目在宅老人等福祉援護事業費のことぶきバス回数券助成事業で、該当者5,018人に対し6,724冊を助成いたしました。

84ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費、放課後児童対策事業で小学校低学年の子供のための下田小学校の児童クラブを開設いたしました。

86ページの3目保育所費は公立4施設に対する経費でございまして、園児数は、定員380人に対し月平均312人ございました。

89ページ目の4目民間保育所費は2施設に対する経費でございまして、園児数は、定数212に対し月平均229人でございます。

5目地域保育所費は施設に対する経費でございまして、園児数は、定数100に対し月平均98人でございます。

91ページ目の4項生活保護費でございますが、15年度末の保護世帯は174世帯223人で、前年度より19世帯、25人の増でございます。

96ページからの4款衛生費でございます。

99ページの1項6目共立湊病院組合費で負担金4,820万5,000円及び出資金568万3,000円を支出いたしました。

2項1目健康対策費の老人保健事業で基本検診と各種がん検診を行いました。延べ1万3,276人が受診をしております。

103ページから3項清掃費でございます。1トン当たりのごみ処理経費が2万7,826円で、前年度より1,426円、5.4%の増でございます。

110ページ目をお願いいたします。

5款農林水産業費でございます。

115ページ、6目基幹集落センターで、基幹集落センターの本年度の利用者数は533件、6,790人で、前年度より64件、682人の減でございます。

117ページの2項県営圃場整備事業費、2目換地計画費で、稲梓地区の換地業務委託を行いました。

121ページをお願いいたします。

4項あずさ山の家管理運営事業でございますが、宿泊客数は2,271人で、前年度より341人の減でございます。会議等の利用者は2,061人で、前年度より304人の増でございます。

122ページから125ページまでの5項水産業費につきましては、前段で申し上げたとおりでございます。

126ページ目をお願いいたします。

6款商工費でございます。1項2目商工費のうち127ページの中小企業金融対策事業で県融資制度のあっせんとその利子補給を行いました。小口資金経済変動対策特別資金の本年度末の融資額は70件、4億3,075万円でございます。

129ページの5目勤労者総合福祉センター管理運営費でございますが、本年度の利用者数は6万7,569人で、前年度より3,116人の減でございます。

131ページの1項2目観光振興費で各種団体の負担金及び補助金の支出と、各種観光パンフレット他の作成委託を行いました。

134ページからの3目観光施設管理費のうち、135ページの蓮台寺パークプール施設管理運営事業でございますが、入場者数は9,812人で前年度より3,282人の減でございます。

136ページの多々戸浜温水シャワー施設管理運営事業でございますが、利用者は1万8,549人で、前年度より1,873人の減でございます。

137ページ目の5目外ヶ岡交流館管理運営費でございますが、施設への入館者数は8,856人でございます。

139ページからの7款土木費でございます。

141ページの2項1目道路維持で市道高根2号線他59件の修繕工事を行いました。

143ページの2項4目橋梁新設改良費のみなど橋かけ替え事業については、前段で申し上

げたとおりでございます。

145ページの3項1目河川維持で重要河川外浦川他5件の整備を行いました。

147ページの5項都市計画費のうち、5目都市計画公園費で敷根公園テニスコート整備及び温水シャワー屋上防水補修工事を行いました。

150ページの6項1目下水道費で、下水道事業特別会計繰出金として7億 1,520万円を支出しております。前年度より4,220万円の増でございます。

153ページから8項消防費でございます。

156ページの3目消防施設費で耐震貯水槽の新設、消防団詰め所の改修や消火栓設置を行いました。なお、本年度の火災発生件数は23件で、出勤人員は1,691人でございます。

157ページからの9款教育費でございますが、小学校7校の児童数は1,314人で、前年度より32人の減でございます。中学校4校の児童数は730人で、前年度より35人の減でございます。幼稚園6園の人数は112人で、前年度より20人の減でございます。

なお、162ページの2項1目小学校管理費の小学校管理事業で、稲梓小学校屋内運動場防水改修工事の他4件の改修工事を行いました。

171ページ目をお願いいたします。

5項2目青少年教育費でございますが、青少年海の家の利用者数は1,319人で、前年度より384人の減でございます。

177ページ目の6目図書館費の図書館整備事業で電気設備工事を行いました。

180ページの6項3目国体推進費でNEW!!わかふじ国体事業として実行委員会に補助金を交付し、第58回国民体育大会の開催を支援いたしました。

182ページの8項1目市民文化会館費で市民文化会館改修工事を行いました。

183ページの10款災害復旧費と189ページからの11款公債費は、前段で申し上げたとおりでございます。

190ページからの予備費につきましては、備考欄記載のとおり、65件の予備費の充当を行いました。

193ページの実質収支に関する調書から201ページまでにつきましては、説明を省略させていただきます。

以上で一般会計の歳出予算についての補足説明を終わらせていただきます。

議長（佐々木嘉昭君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午前10時56分休憩



午前11時 6分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明を求めます。

〔総務課長兼副収入役 高橋久和君登壇〕

総務課長兼副収入役（高橋久和君） それでは、引き続きまして、各特別会計についての補足説明をさせていただきます。

203ページ目をお開き願いたいと思います。

下田市稲梓財産区特別会計でございますが、決算の状況は前段で申し上げましたとおり、財政運営は例年のとおり財政調整基金の取り崩しで運営させていただきました。本年度末の財政調整基金の残高は1,488万86円でございます。

以上で下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算についての補足は終わらせていただきます。

211ページ目をお願いいたします。

下田市下田駅前広場整備事業特別会計でございますが、歳入の主なものは、バス会社1社、タクシー会社4社からの広場占有料でございます。

212ページの歳出でございますが、2款1項1目 15節工事請負費は前段で申し上げましたとおりの工事を施工いたしました。

以上で下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出 決算についての補足を終わらせていただきます。

次に、217ページ目をお願いいたします。

下田市公共用地取得特別会計でございますが、歳入歳出とも前段で申し上げましたとおりでございます。本年度末の土地開発基金の残高は、現金で 714万6,056円、貸付金が2億4,770万円でして、合計で2億5,484万6,056円でございます。

以上で下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算について補足を終わらせていただきます。

次に、223ページ目をお願いいたします。

下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について補足説明をさせていただきます。

歳入のうち主なものを申し上げますと、1款国民健康保険税は、予算現額 10億450万円に對しまして調定額が13億7,325万626円で、収入済額が10億633万2,580円でございます。この中には還付未済額が9万8,000円含まれております。不納欠損額は2,289万2,456円で、収入未済額が3億4,502万5,590円でございます。調定額は、前年度に比較いたしますと854万

9,000円、0.6%の減でございます。収納率は73.3%で、前年度に比較いたしますと1.4ポイント下回っております。

225ページ目をお願いいたします。

4款療養給付費交付金は、予算現額4億4,353万円に対して、調定額、収入済額とも4億4,202万8,000円で、調定額は、前年度に比較いたしますと1億1,679万2,000円、35.9%の増でございます。

次は、226ページ目をお願いいたします。

8款繰入金は、予算現額2億7,054万円に対しまして、調定額、収入済額とも2億7,053万9,544円で、調定額は、前年度に比較いたしますと9,395万4,904円、53.2%の増でございます。

次は、歳出についてご説明を申し上げます。

232ページ目をお願いいたします。

2款保険給付費の支出済額は18億3,563万1,811円で、前年度に比較いたしますと3億1,311万648円、20.6%の増でございます。

235ページ目の3款老人保健拠出金の支出済額は7億9,637万1,642円で、前年度に比較いたしますと6,603万3,341円、7.7%の減でございます。

平成15年度末の被保険者数は7,242世帯、1万3,991人でございます。本年度末の国民健康保険診療報酬支払準備基金の残高は79万7,782円でございます。

以上で国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

次に、243ページ目をお願いいたします。

下田市老人保健特別会計歳入歳出決算について補足説明をさせていただきます。

歳入の主なものとして挙げますのは、1款支払基金交付金は、予算現額19億4,869万円に対しまして、調定額、収入済額とも19億7,820万4,181円で、調定額は、前年度に比較いたしますと5,571万4,819円、2.7%の減でございます。

2款国庫支出金は、予算現額7億2,867万6,000円に対しまして、調定額、収入済額とも6億6,513万8,401円で、調定額は、前年度に比較いたしますと6,753万8,816円、11.3%の増でございます。

歳入及び歳出の差引不足額につきましては、前段で申し上げましたとおりでございます。

以上で老人保健特別会計歳入歳出決算についての補足説明を終わらせていただきます。

次に、249ページ目をお願いいたします。

下田市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

保険勘定事業の歳入の主なものを申し上げますと、1款保険料は、予算現額2億1,829万9,000円に対しまして、調定額が2億2,584万6,800円で、収入済額が2億1,775万1,600円でございます。この中には、還付未済額が84万8,000円含まれております。収入未済額が682万4,300円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと791万4,950円、3.4%の減でございます。収納率は96.4%でございます。

3款国庫支出金は、予算現額3億617万3,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2億8,914万6,000円で、調定額を前年度に比較いたしますと6,689万6,593円、30.1%の増でございます。

4款支払基金交付金は、予算現額3億7,134万7,000円に対しまして、調定額、収入済額とも3億5,280万5,000円で、調定額を前年度に比較いたしますと7,535万8,000円、27.2%の増でございます。

5款県支出金は、予算現額1億4,505万7,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1億3,805万8,000円で、調定額を前年度に比較いたしますと3,166万9,000円で、29.8%の増でございます。

8款繰入金は、予算現額、調定額、収入済額とも1億9,708万5,000円で、調定額を前年度に比較いたしますと2,381万8,000円、13.7%の増でございます。

253ページからの歳出でございますが、240ページの1款3項1目介護認定審査会費で同審査会を48回開催し、1,007件の審査を行いました。

256ページの2款保険給付費で各種介護サービス給付費負担金を支出しております。

基金については、前段で申し上げましたとおりでございます。

次に、265ページ目をお願いいたします。

通所介護サービス勘定の歳入の主なものを申し上げます。

1款サービス収入は、予算現額2,751万3,000円に対しまして、調定額2,830万5,784円、収入済額2,381万6,060円で、調定額を前年度に比較いたしますと326万367円、13%の増でございます。

267ページからの歳出でございますが、延べ4,070人に対し通所介護デイサービスを実施いたしました。なお、前段でも申し上げましたとおり、通所介護サービス勘定の廃止に伴い、収入未済額及び支払未済額は平成16年度一般会計に資金整理をいたしました。

以上で介護保険特別会計歳入歳出決算についての補足説明を終わらせていただきます。

次に、271ページ目をお願いします。

下田市集落排水事業特別会計については、特に補足することはございません。

次に、277ページ目をお願いいたします。

下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算について補足説明をさせていただきます。

歳入の主なものを申し上げますと、1款分担金及び負担金は、予算現額 1,200万に對しまして調定額 2,449万7,693円で、収入済額が 1,355万9,190円、収入未済額が 839万6,283円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと 145万1,170円、5.6%の減でございます。収納率は55.3%でございました。

2款使用料及び手数料は、予算現額 1億 1,300万2,000円に對しまして、調定額が 1億 3,395万1,670円で、収入済額が 1億 1,499万9,135円、不納欠損額が 25万5,225円、収入未済額が 1,869万7,310円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと 1,021万219円、8.3%の増でございます。収納率は 85.8%でございました。

次に、3款国庫支出金は、予算現額、調定額、収入済額とも 9,880万円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと 950万円、10.6%の増でございます。

278ページ目をお願いいたします。

6款繰入金につきましては、予算現額、調定額、収入済額とも 7億 1,520万円、前年度に比較いたしますと 4,320万円、6.4%の増でございます。

次に、279ページ目の9款市債でございますが、予算現額、調定額、収入済額とも 3億 5,300円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと 1,900万円、5.1%の減でございます。15年度末の市債残高は 92億3,476万8,775円でございます。

280ページからの歳出につきましては、前段で申し上げましたとおりでございますので、省略をさせていただきます。

以上で下水道事業特別会計歳入歳出決算についての補足説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、長時間ありがとうございました。

以上で認第1号 平成15年度下田市一般会計歳入歳出決算認定から認第9号 平成15年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

水道課長（磯崎正敏君） それでは、認第10号 平成15年度下田市水道事業会計歳入歳出決算についてご説明いたします。薄い水色の決算書をご用意いたします。

本決算につきましては、地方公営企業法第 30条第 4 項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の 1 ページをお開きください。

平成15年度下田市水道事業報告書でございます。

1、概況。(1) 総括事項でございます。

下田市水道事業における、本年度の年間有収水量は 453万3,598立方メートルと前年度に比べ 8万5,560立方メートルの減、率にして 1.9%の減少でありました。

総配水量は573万6,639立方メートルで有収率 79%となりました。前年度より 0.1%の増加となりました。

また、年度中の配水管破損件数は 31件と前年度に比べ 11件減少しました。

本年度も老朽管更新事業に対する出資制度及び地震対策特別推進事業補助金により石綿管布設替え工事を実施し、あわせて漏水調査も行い無効水量の発見にも努めました。

水道水源保護条例に基づく合併処理浄化槽設置事業に対する補助は 6 件、 33万6,000円の補助金を交付いたしました。

(イ) の収益的収支の状況でございます。

事業収益は 6 億 9,595万2,147円で、前年度対比で 96.3%、2,666万2,580円の減、事業費用は 6 億 4,817万1,961円で、前年度対比 94.9%、3,484万1,874円の減となり、この結果、経常利益が4,981万2,568円、当年度純利益は 4,778万186円となりました。

収益の主な内容は、事業収益における給水収益が冷夏の影響により、前年度対比 98.2%、1,252万1,172円減の 6 億 7,953万8,370円となり、供給単価は 1 立方メートル当たり 149円89銭と前年度に比べ 7 銭の増となりました。

また、受託工事収益は直営から民間委託への変更により、 480万9,733円と前年度対比 30.7%、1,086万3,849円の減、その他営業収益においても同様に 971万2,803円と前年度対比77.2%、286万3,130円の減となりました。

営業外収益のうち、他会計繰入金は消火栓維持管理費 159万8,000円であります。

一方、費用については前年度対比で人件費 78.7%、支払利息 94.8%、減価償却費 100.1%、動力費97.8%、薬品費91.9%、路面復旧費 64.9%となり、給水原価は 1 立方メートル当たり 141円 8 銭と前年度に比べ 4 円 66銭の減となりました。

この結果、有収水量 1 立方メートル当たりの利益は 8 円 81銭となりました。

2 ページをお願いします。

(ロ)の資本的収支の状況でございます。

資本的収入 5,173万6,155円、資本的支出 3億 3,996万3,331円の事業執行となりました。収入の主な内訳としては、企業債 2,700万円、他会計からの出資金 1,060万円、これらの消火栓設置工事出資金 160万円、老朽管更新事業出資金 90万円です。水道負担金 819万6,055円、他会計からの補助金 445万、これは石綿管布設替え事業補助金等でございます。負担金 124万3,350円、これは移設補償金でございます。

次に、支出の主な内容として、改良工事は総額 1億 8,149万2,284円で、各地区配水管改良工事、高感度濁度計設置工事、緊急遮断弁改良工事、消火栓設置工事等が主たる工事であり、配水管改良工事において石綿管1,149.3メートルの取り替えを行いました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2億 8,822万7,176円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 718万1,333円、当年度分損益勘定留保資金 2億 939万5,742円、減債積立金 4,653万2,000円及び繰越利益剰余金 2,511万8,101円で補填しました。

本年度における消費税及び地方消費税は 2,007万1,200円の納付となりました。

3ページをお願いします。

(ハ)の各年度給水原価算出表と(ニ)の各年度供給単価算出表は、平成6年度から平成15年度までの一覧表でございます。

4ページをお願いします。

4ページは平成15年度の議会議決事項と行政官庁の許認可事項の一覧表でございます。

5ページをお願いします。

職員に関する事項でございますが、平成15年度は条例定数 23名に対して実質 28名と臨時 1名により業務を行っております。

6ページをお願いします。

2、工事といたしまして、上の表の15年度資産取得表でございますが、改良工事の概況につきましては7ページに、固定資産購入費の概況につきましては8ページに列記してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

下の表の受贈財産取得表でございますが、本年度は2件でございます。

8ページをお願いいたします。

下の表の保存工事の概況でございますが、これも後ほどご覧いただきたいと思っております。

9ページをお願いします。

3の業務、平成15年度業務量については列記してございます。これは水道事業報告書の

総括事項でさきに報告させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思います。

10ページをお願いします。

上の表は月別有収水量でございます。下の表は事業収入に関する事項で、イの事業収益といたしまして、営業収益が前年度対比 99.8%の6億9,406万906円で、内訳の主たるものは、給水収益が6億7,953万8,370円、構成比97.7%でございます。

営業外収益は186万5,765円で、他会計繰入金159万8,000円が主たるもので、収益合計は6億9,595万2,147円となるものでございます。

11ページをお願いします。

上の表は給水収益で、普通給水と特別給水の区分となっております。下の表は事業費に関する事項のうちの事業費用でございます。

事業費用4億8,436万5,696円、営業外費用1億6,174万8,407円、特別損失205万7,858円で、費用合計は6億4,817万1,961円となるものでございます。

次に、12ページは費用構成の表で、これも後ほどご覧いただきたいと思います。

13ページをお願いします。

まず、企業債及び一時借入金の概況でございます。

企業債の平成14年度末残高は32億5,292万5,485円で、平成15年度中の借入高が2,700万円、償還高は1億5,265万582円で、平成15年度末の企業債残高は31億2,727万4,903円となるものでございます。

一時借入金については、平成15年度中の借り入れはありませんでした。

次に、(2)のその他会計経理に関する重要事項でございます。

まず、イのたな卸資産で、本年度末残高は1,760万2,437円で、たな卸資産購入額は1,603万904円でございます。

次に、ハの消費税につきましては、冒頭、総括事項で報告しましたので省略させていただきます。

次に、14ページをお願いします。

平成15年度下田市水道事業決算報告書でございます。

(1)の収益的収入及び支出の、まず収入でございますが、第1款水道事業収益は、予算7億2,958万9,000円に対しまして、決算額は7億3,065万7,523円で、執行率は100.1%でございます。

その内訳としまして、決算額で、第1項営業収益7億2,875万9,432円、第2項営業外収益

187万1,341円と、第3項特別利益2万6,750円でございます。

次に、支出で、第1款水道事業費用は、予算額7億1,254万7,000円に対しまして、決算額は6億7,493万2,628円で、執行率は94.7%でございます。

その内容といたしまして、決算額で第1項営業費用は4億9,096万5,235円、第2項営業外費用は1億8,183万4,132円、第3項特別損失は213万3,261円、第4項予備費は0円でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

2の資本的収入及び支出で、まず収入でございます。

第1款資本的収入は、予算額4,867万8,000円に対しまして、決算額5,173万6,155円で、その内容といたしまして、決算額で第1項企業債が2,700万円、第2項他会計からの出資金は1,060万円、第3項水道負担金は819万6,055円、第4項他会計からの補助金は445万円、第5項固定資産売却代金は24万6,750円、第6項負担金は124万3,350円でございます。

次に、支出で、第1款資本的支出は、予算額3億4,669万6,000円に対しまして、決算額は3億3,996万3,331円でございます。

その内容といたしまして、決算額で、第1項建設改良費は1億8,731万2,749円、第2項企業債償還金は1億5,265万582円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する補填につきまして冒頭説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、16ページをお願いします。

平成15年度下田市水道事業損益計算書で、ここに記載されております金額は税抜きでございます。

1の営業収益は6億9,406万906円、2の営業費用が4億8,436万5,696円で、営業利益は2億969万5,210円となるものでございます。

次に、3の営業外収益は186万5,765円、4の営業外費用が1億5,988万2,642円で、経常利益は4,981万2,568円となり、5の特別利益2万5,476円を加え、6の特別損失203万2,382円を差し引きますと、当年度純利益は4,778万186円となるものでございます。

この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金3,568万2,757円を加えまして、当年度未処分利益剰余金は8,346万2,943円となるものでございます。

次に、17ページをお願いします。

平成15年度下田市水道事業剰余金計算書で、これも税抜きとなっております。



まず、利益剰余金の部で、1の減債積立金は、当年度処分額 4,653万2,000円で、当年度末残高は1億 611万8,582円となり、2の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金年度末残高 3,568万2,757円に当年度純利益 4,778万186円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は 8,346万2,943円となるものでございます。

次に、資本剰余金の部でございますが、ここでは当年度発生額があるものについて説明させていただきます。

の受贈財産評価額は、当年度発生額 264万4,950円で、さきの6ページに記載されております2件分でございます。

次に、18ページ、の負担金、当年度発生額は 124万3,350円、下水道 枝線管渠築造工事に伴う移設補償金、当年度処分額は県費補助金により購入したトラックの処分額でございます。

の他会計補助金は当年度発生額 445万円で、地震対策事業の石綿管布設替え事業補助金等でございます。

の水道負担金、当年度発生額は3件分 780万5,767円でございます。

以上の結果、翌年度繰越資本剰余金は 12億4,518万730円となるものでございます。

次に、15年度下田市水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

当年度未処分利益剰余金は 8,346万2,943円であります。剰余金は、地方公営企業法第32条の規定により、毎事業年度利益が生じた場合、20分の1を下らない金額を減債積立金として積み立てることになっております。

減債積立金の平成15年度末残高は1億 611万8,582円で、平成16年度企業債償還金1億 5,249万525円に不足する額 4,637万1,943円を減債積立金に処分いたすというものでございます。そうしますと、翌年度繰越利益剰余金は 3,709万1,000円となるものでございます。

次に、19ページをお願いします。

平成15年度下田市水道事業貸借対照表でございます。

資産の部で、資金合計は末尾に記載してあります金額 58億9,307万5,758円で、前年度決算に比べまして5,380万1,035円の減となっております。

20ページをお願いします。

負債の部で、負債合計は1,269万8,810円でございます。

次に、資本の部で、4の資本合計は 44億4,561万4,693円、5の剰余金合計は 12億4,518万730円でありまして、資本合計 58億8,037万6,948円となり、負債資本合計は 58億9,307万

5,758円で、前のページの資産合計の額と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

次に、21ページから31ページにつきましては附属書類でございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、認第10号 平成15年度下田市水道事業会計歳入歳出決算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。  
議長（佐々木嘉昭君） 認第1号より認第10号までの当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、認第1号 平成15年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

11番。

11番（梅田福男君） 非常に厳しい財政の中で、財政の健全化というものが叫ばれた年でありまして、この中で経常経費の削減をしようというような中で、大変当局にしても、執行する人にしても非常に厳しかったわけでございますけれども、一般会計を見ても、前年度はちょっと予算的には厳しいというか、15.5%、あるいは歳入ですね。歳出にしても115.3%という対比が出ているわけでございます。

私が心配するのは、経常経費については改善されておると。このように監査委員の書類に出ているわけでございますけれども、公債費比率に対しては2.8%の悪化と。そして、私は、市の財政力を示す財政力指数にしても0.02%悪化しているんだと。それから起債制限比率にしても2.3%の悪化と、こんなふうに状況が非常に悪化しているわけです。

そこで、この悪化している状況は、大体のことはわかるんですけども、今後この方針をどのように当局は改善していこうというように考えているのかどうか。

もう一点は、市税の中で一番心配するのは、不納欠損額というのが非常に多いわけでございます。一般会計と特別会計を合計しても約5,000万の不納欠損、そして収入未済額にしても、非常にこれまた多くなっております。

特に、不納欠損処分を見ていると、市民の中には厳しい中でもいろいろと努力しまして、なるだけ税金を払おうとして努力している方が見えるわけでございますけれども、こういう人のことを考えると非常に不公平であると、私はいつもそう思うんです。

そこで、この不納欠損処分をなるべく少なくするのが私は当局の姿勢であるかと、このように考えるんですけども、こういう面に対してどのように努力しているか、またしようと

するのか、その点をお伺いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長兼副収入役（高橋久和君） 今後の財政運営を考えたときに、15年度決算から見た場合、公債費あるいは公債費比率等もアップしているというご指摘でございます。

公債費につきましては、予算のときにご説明いたしました。今回は市営造林の関係の借りかえという大きな事業がございました。それがそういう意味では元金あるいは利子に対しても大幅に増えているというご理解をしていただければと思います。

公債費につきましては、当然適債事業ということでの起債を充当してございますが、財源不足のために、やはりそれなりに起債に頼らざるを得ないというところでございますが、今後の財政健全化に向けましては、前々から言っておりますが、極力国の政策に伴います、例えば臨時財政対策債あるいは減税補填債等々については、国の制度といたしましうか国の制度によつての借り入れでございまして、それらの償還は、今後、公債費あるいは交付税の中に算入されてきますので、それ以外の俗に言う一般的な事業については、4億円前後を限度に借り入れようということでの財政運営をしているところでございます。そんなことをご理解をしていただければと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

税務課長（鈴木布喜美君） ただいま不納欠損は、なかなか生活が厳しいというか、通常不納欠損については居所不明だとか生活保護、財産がなくて執行停止にしたものだとか、それとか会社が倒産したり再開の見通しが立たなかったり、そして資産が差し押さえてあつても、その部分を換価に値しても下田市の方に収入ではなくて見込みがない、無配当のようなものを欠損にしたもので、滞納者につきましては、当然今言われるように、税は公正であり、公平でなければならない、その部分がどうなのかという部分ですけれども、現実的にそういう行方不明の者があつたり、もうだれもその財産もなく、死亡してしまったような人を今回不納欠損にしたもので、昨年度は1億円以上の不納欠損があつたんですけれども、今年、15年度につきましては、通常のそういう方々の部分を不納欠損としたものでございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 11番。

11番（梅田福男君） 不納欠損の部分は、課長に言わせれば、財産のない人とか、あるいはやむを得ないというような考えもあろうかと思つておりますけれども、私は、不納欠損を少なくするために、あるいは皆さんの中で大変税収が少ないと、あるだけの税をかけたものはなる

たけいただくんだという格好の中で、一般質問の中でも支払方法というものを考えると、もう市役所や銀行の5時に閉まるようなところでは、3時、5時だけではなくて 24時間営業のところも利用しよう。こんなふうに申したけれども、当局としては大変不都合だというようなこともありましたけれども、そういうことを考えても、この不納欠損、要するに普通の人を考えると、税を支払うことを丸に支払えるようにするには、やっぱりそういうところも必要なんだということです。自分たちのやることが無理だよということよりも、支払う人のことを考えてあげて、なるたけでもそういう不納のようなものがなくなるような方法を考えなければいけないという中で、これからもそういう面については力を入れていくべきだと。

また、よそでは実際にそういうところもあるんです。不納欠損を少なくするために支払方法をうまくしていこうよというところで、24時間営業を利用するところもある。そういうところで、今後ともやはり努力してもらいたい。また、考えていただきたいと、こんなように考えます。よろしく。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

8番。

8番（増田 清君） ちょっと2点ばかり質問させていただきます。

今、梅田議員が不納欠損の質問をしました。不納欠損は、平成 14年度、市税のうち1億3,000万ばかり不納欠損にしているんです。今年度は5,000万程度なんですけれども、今年度、市税が約10億のうち5,000万というところと約2.何%あるんですけれども、この傾向はこれから続くのかどうか。その辺の見通しをちょっと教えていただければありがたいと思います。

他の未済額が、特別会計でもかなり増えているんですけれども、やはり、まだまだ景気が悪い中で、年度で不納欠損額がかなり上下するのか、少なくなったり多くなったりするのかなと思うわけなんですけれども、その辺のところをちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

それから教育費の関係ですけれども、全部で幾らでしたか。かなり不用額が、全部で学校関係ですか、小中学校、幼稚園、社会教育費、学校教育費、全部で1,132万円あるんです。特に小中学校の備品関係の予算は減らさないよという話でしたけれども、傾向を見ますと、やはり人件費等の絡みが役務費から見れば不用額が多いんです。備品等の関係は不用人件費から比べても額が少ないわけなんですけれども、やはりまだまだ要望がかなりあるのではないかと思います。その辺の教育備品費の、特に学校管理費関係についてかなり予算要求がされているのではないかと思いますけれども、その辺、教育長、もしわかりましたら、すみません

をお願いします。

以上、2点をお願いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

税務課長（鈴木布喜美君） 不納欠損は続くのかという部分と、欠損の金額が上下するのかという部分ですけれども、先に、上下するのかということですが、これは上下するの ではないかというふうに思います。

ついでには、特別土地保有税というのがありまして、どうしても会社が倒産し、いなくなったということで、多額の負債、抵当権を有しておりまして、土地が処分された場合、ほとんどそちらの方に行ってしまうと。下田市の税の方にはその部分の換価がほとんどないのではないか。そのところで処分をせざるを得ないというふうに思うもので、その処分がされて新しい持ち主になっていただければ私たちはいいのかな、早く整理回収機構等が動いて全面的に解決していただいて、新所有者というふうになっていただければいい のかなというふうには私は思っております。

それと、不納欠損は続くのかといいますと、どうしても雇用の部分がなかなかはかどっていないというか、勤め先がなかったり、どうしても一般の職人さんの部分とか何かはどうしても仕事が余りなく、そういう人たちが多くて無理だよと。アパート住まいとか何かの人が多く、これも今後その人たちが多重多額債務というんですか、借入れを起こしている人たちが多いわけで、その辺になりますと、なかなか借りてこいとも言えませんし、そういう部分でとりあえずまだ景気がよくなる限り少し続くのかなという ふうに判断いたしました。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） ただいま教育費の方が大分不用額が出ているということのご指摘でございます。

確かに、今回の場合、総額で 1,132万ほど不用額が出てございますけれども、御存じのように、各人件費、また各工事の終了等の精算等に伴って金額が出ております。

また、各小学校、中学校につきましても、配当予算という形の中で各学校に配当してございますが、やはりその中でいろいろ最終的に残りましたものを集計いたしまして、このような形で不用額が生じてきているということでございます。

これにつきましては、限られた予算内でございますけれども、これからも学校のそれぞれの備品等の購入、また予算的にこれからも充実するように努めていきたいと考えております。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 観光立市をうたってきたわけでございますので、やはり観光のアドバイザーのあり方について質問をしたいと思うわけでございます。

J T B と下田市が委託契約をして観光アドバイザーのいろいろなアドバイスを受けて成果があったと。このように報告がされているわけでありますけれども、市と J T B との関係、あるいは観光協会との関係のあり方と申しますか、そのものがどのように整理されているのかと。今後、このアドバイザーの一つの単なる知恵というような形では観光立市の下田にとって一定の効果があるのかと。今後どういうようにしていくのかと。今年度の成果をどのように評価して、どのように考えているのか。まず 1 点質問をしたいと思うわけでございます。

また、観光地にとりましては、きれいなまちづくりをしていくと。ごみの収集等がやはり今日大きな課題になっていようかと思うわけでございます。

今年度におきましても、バグフィルターの修理等、修繕費に大変かかっているわけですが、これらの経費を削減していくためには、やはり分別収集をして、きちりごみの量を減らしていくというような方向づけがどうしても必要であろうと思うわけでございます。

一般市民からのごみにつきましては、分別収集がされているにもかかわらず、業者の持ち込みごみの分別がどのようになされてきているのか。また、それらの方向付けがどのように考えられているのか、お尋ねをしたいと思うわけでございます。

それから 3 点目としまして、市内の特に須崎漁港におきまして一部形状変更をして船を引き揚げ、船の底の塗装をするというような形状変更がなされているようでございますけれども、その管理の実態がどうなって、そのような事実をつかんでいるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

また、公共用地の取得がなされていると思うわけですが、特に両国高校等は議論をしてきたところで、その管理の方向、公有地の管理及び今後の使用形態をどのように進めていくのか、4 点とりあえずお尋ねをしたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 質問者をお願いを申し上げます。

質疑の途中ですが、ここで午後 1 時まで休憩したいと思います、よろしゅうございますか。

それでは、午後 1 時まで休憩させていただきます。

午前 1 時 5 6 分休憩

午後 1時 0分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、認第1号に対する質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

観光商工課長（藤井恵司君） 観光アドバイザーに関するご質問でございますけれども、まず、契約の関係ですが、平成15年度よりJTBと下田市が直接契約をし、委託料を払っております。

それから、アドバイザーの実績と申しますか、15年度の事業ですが、道の駅推進を提案し、オープンさせたこと。それから下田バザール開催の企画・実施をしたこと。ネイチャー・スクールの誘致をしたこと。それから大手旅行社との販売促進、それから教育旅行の誘致活動等いろいろな提言をいただいております。観光課としましては、今後の観光立市を目指す県でもありますので、アドバイザーを今後ともお願いしたいという意向でございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋基君） では、業者の分別についてでございます。

これについては、排出事業者は許可業者が持ってくるわけですが、排出事業者がある程度分別して許可業者に渡すというのが原則になっております。

ただ、現実としましては、許可業者が下田市の清掃センターへ持ってきた時に分別しなければ受けられませんので、そのときに完全に分別されます。これにつきましては、現状では、瓶・缶につきましては、ほぼ完全に分別されております。

ただ、古紙類、特に段ボールにおきましては、その段ボールにごみを入れて出す人がいます。許可業者の場合は、今それが許されておりますので出します。そうしますと、その段ボールは汚れてしまいますので、それは分別できませんので燃やしてしまいます。それから夏季の大量にゴミが出る時、やはりちょっと分別ができなかったということがあるそうです。

ですから、排出事業者が出す分別については、市民からの分別から見れば、もう一歩頑張れるかなと思っています。これにつきましては、前の議会等にありましたけれども、排出事業者につきましても指定袋を使うようにということを今検討しています。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 漁港施設の一部掘削等が行われている箇所があるのではなか

ろうかということでご指摘がありましたけれども、私どもの方に8月25日、下田市の漁業協同組合長名をもちまして小白浜に船底の清掃、これはカキとりですとか、ペンキ塗り替えですね。こういうものをより効率的に、より安全に行うために、従来は平面の上でやっていたんですが、一部それを下に掘らせていただきたいということで承認を求めてまいりました。私どもで協議した結果、全く問題なくて、より効率的な作業ができるということで承認をしてございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長兼副収入役（高橋久和君） 両国高校の現在の、あるいは今後の利用状況についてのご質問でございます。

寄贈を受けました関係については、主要な施策49ページに記載のとおりでございます。従来ございました両高会という財団法人でございますが、昭和38年10月、それから47年7月に柿崎の外浦用地のところへ、そこに寮を造りまして活用しておりましたが、財団法人が解散をするという経過の中で、下田市の方へ寄贈の申し出がございました。それらを全協等でもご報告をいたしました。16年3月にこの財産をいただいております。面積的には約1,800平米、3階建ての建物でございます。

今後、これにつきましては、16年度、本年度できれば子育て支援センター的な活用をということで議員の皆さんにもご相談を申し上げましたが、昭和38年来、建物がもう既に30年余、約40年ですか、経過しているということで、耐震性がいかなるものかというようなお話がございまして、現在は、2階部分はそのまま、1階部分については関係課の倉庫といましようか、書庫がわりに使っているが実情でございます。

今後どうするかということでございますが、耐震性について、うちの技師に図面等から見ていただきましたが、正直言って市役所から比べればはるかに耐震性はあるよということのようでございますが、やはり子供たちを中心とした施設ということになると、今のままでいいのかなというのが懸念をされます。

しかし、面積的にも1,800平米強という相当広い土地でございますし、今後、あの土地の活用、特に今言った子育て支援的なもの、あるいは今、幼保一元化の関係で、それぞれ市内を4ゾーンに分けて、今後のあり方について本年3月までに具体的な方向を検討するようということで検討しております。場合によったら、それらの用地に今後あの土地が活用されるのかなということが考えられます。



以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

1番（沢登英信君） JTBとの契約でございますが、大手旅行者との一定の関係というのは、具体的にどこの旅行者を指しているのかというようなことと、やはりこのような形態のサジェスションを受けるということは、むしろ観光協会の方の仕事の分野になるのではないかというような思いもするわけですが、そこら辺の業界との関係をどのように考えているのか、再度1点質問をしたいと思うわけでございます。

もう一点は、ちょっと他の件になって恐縮でございますが、緊急雇用対策事業の森林組合とか、あるいはシルバー人材に委託をしているというような形態があらうかと思うんですが、緊急雇用対策事業の本来の目的は雇用対策ですので、既にできている組織の人たちの雇用を図るということよりも、新たに職を求めている人たちの雇用をどのように図っていくのかということが本来の目的であらうと思うわけです。

14年度決算におきましても、そのような指摘がされているところであらうと思いますが、緊急雇用対策事業の本来の目的に沿った実質的な内容に合致するような仕組みが必要かと思うわけでございますが、15年度、今年度につきましては、その辺がどのように実施をされたのか、確認をさせていただきたいと思うわけでございます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

観光商工課長（藤井恵司君） アドバイザーの関係ですが、委託先は株式会社JTB東日本でございます。株式会社JTB東日本と契約しております。

それで、観光協会の方がなじむのではないかというようなご質問だと思いますけれども、私たちとしましては、観光協会以上の幅を持っているいろいろアドバイスをさせていただいていると思っておりますので、今後、市長の言っている観光立市の方向としましては、体験というようなことで進んでいこうということですので、この中には教育旅行のような学校を中心とした体験、それからグループとか家族旅行を中心とした体験、いろいろなことを目指していきたいと思っておりますので、その辺、観光協会のみではなく、いろいろな分野、農林水産の方にも入ってくるような分野がございまして、山の体験、海の体験、いろいろ考えておりますけれども、その辺も考えますと、市の方で今後とも契約をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 緊急雇用の関係でございますけれども、これは、建設課の分でございますと、クリーンアップ作戦の方でシルバー人材センター、それからクリーンアップその2の方で森林組合の方と委託しているわけでございますけれども、これにつきましては、新規雇用者ということで必ず公共職業安定所の方に求人を求めるということになっております。

今回の事業の中で、クリーンアップ作戦でいきますと、その1の方ですと森林組合の方ですけれども、新規雇用が6名、それからシルバーの方につきましては、一応新規雇用が3名ということになっておりますので、大きな数字ではございませんけれども、一応雇用の方には役立っているというふうに私どもは踏んでおります。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 同じく緊急雇用の関係でございますけれども、私ども農林水産課の方で担当します分野では、林道の管理の方に充当している部分、それから寝姿山の方の管理、これも林道を含めてですけれども、その方にもお願いをしております。

一番大きいのは分収林の関係でございます、こちらの方は、15年度は12ヘクタールほど実施しておりますけれども、その中にトータルで410人ほどの方々にお願いをしております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 健康福祉課の緊急雇用の関係、につきましては、社会福祉協議会に介護保険の円滑化事業ということで介護保険制度の周知あるいは事業サービスの説明等に、人件費相当分を委託しまして現在事業執行をしており、介護保険のさらなるご利用を推進しているところでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長兼副収入役（高橋久和君） 緊急雇用の関係で、総務課といたしましては、公有財産の整備ということで、延べ約1,340人、臨時の方が18人、65日雇用しております。

もう一件、わが家の耐震診断ということで、これも婦人の方3名を採用いたしまして、延べで221人の雇用で対応させていただきました。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） 教育委員会関係につきましては、4名の方をお願いしました

が、これは委託でございまして、情報担当アドバイザー、低学年支援、ALTと、直接この関係で4名採用させていただきました。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） まず、税の滞納についてお伺いいたします。

平成15年度は約5億円の財源不足の中で、大変苦しい財政運営を強いられているわけですが、滞納整理についてお聞きいたします。

滞納整理した場合、調定が行われるわけでございます。地方公共団体の歳入団体が歳入を徴収する場合は、長がその歳入の内容を調査して収入金額を決定します。そして、内部的な意思決定行為そのものとされているわけですが、不納欠損処理についても同じことが言えるのではないかと思うわけです。

すなわち不納欠損処理は、各課から上がってきたものが収入役を通じて最終的には長が判断すべきことであるわけでございます。そして賦課した税の徴収については、法の定めるところによって積極的にこれを徴収しなければならないわけで、いやしくもその権利を時効によって消滅することのないように長がすべきじゃないのかなと、私は思うわけです。

実は私も他の町村のちょっと首長さんに滞納整理をどういうふうにやっていますかと聞いたところ、職員を全員ある日、滞納整理に充てていますと。そのときは首長が職員に訓辞をして、今日はどれだけの目標額を取ってきてくださいと。こういうような目標額を定めて滞納整理、そして全員が滞納整理を終えて帰ってくるまで長が庁舎に待機してやっていると。それで大体このぐらいの金額がありましたということについて、では、この次はいつやろうとか、あと今日は目標額に達しなかったからいつやろうというようなことをやっていると決めているらしいのですが、もっともだなと私はこういうふう感じたわけなんです。私は市長さんにも滞納整理をお聞きしますが、下田市は約15億円からの一般会計、特別会計の滞納金を処理するシステム自体がちょっと停滞といいますか、うまく機能していないのではないかなと。執行権者としての市長さんにちょっとその辺をお伺いいたします。

次は、平成14年度の定期監査の中に、学校給食の共同調理施設における管理についてということで複数校、稲生沢調理場4校2園、給食人員804名が参加して、教育委員会が直接管理して共同調理の施設を行っている。

ところが、会計的には私的会計により処理されている部分があると。管理責任者が不明確な状態になっている。取り扱う金額も多額となる。こういうふうなことで、この問題につい

て改善措置を検討するように要望するという一文があるわけです。

たしか、この一文は前からあって、校長の管理義務の範囲でもあろうかということをも私も理解しているんですが、ただ、取り扱う金額も多額になるということをお考えすると、これは何か是正措置とか、または、そういうふうな改善措置が行われても、しかるべき措置があってもおかしくないのではないかなと、こういうふうに思うわけですが、平成 15年度は何か改善措置が行われましたか。何かありましたら、ちょっとその辺をお聞かせ願いたい。

それと、敷根温水プールの屋上の防水工事が約 94万円、570メートルテープを張り替えということで平成 15年度は行われているわけですが、たしか昔、高額なお金をかけて敷根温水プールの屋根の上の防水工事というのが行われていたわけです。その時に、私も何回も質問して覚えているんですが、たしか防水シートがビニールで、張り合わせのところがゴムのりで張ってあったような状態で、それが風で大きく開いて、天井の裏に雨水が浸水して、かなり大きな修理費がかかっているわけなんです。僕は、その工法が果たして数年以上もつのかなと、こういうふうな質問をした覚えがあるんですが、その時に、この防水の工事は、有効かつベストだというようなたしか答弁をいただいたような気がするんです。

しかし、ビニールの防水の張り合わせのものは劣化が激しいから、僕はそんなにもたないのではないかなと、こういうふうな質問をしたことがあるわけですが、たしかこれは、このあれを見ますと 94万円、金額も低いんですが、テープによる張り替えということがありますけれども、工法的には、劣化している継ぎ目等をテープでもう一回補修しているような工事なのか、または総体的な維持管理に長くもつような工事であったのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

それから市民文化会館の老朽化に伴う防水工事もやはり行われているんですが、たしか市民文化会館の工事は、かなりの老朽化が各所にあるということで、一度手をつければ1億数千円はかかるだろうと。そういう試算もされたわけですが、予算的にも無理だということで、かなりの積み残しの部分もあろうかと思えます。この部分について、毎年老朽化のもの追加、追加というようなことがあり得るのかというようなことで、積み残しがどれくらいあるのか、その点のことを教えてください。

それから、たしか全員協議会で、両国高校の寄贈もあったんですが、この両国高校の古い建物、柿崎の建物をもらったわけですが、その建物についての利用がなければ、老朽化していますから維持管理にも相当お金がかかると思うんですが、この利用方法とか、そういったものが何で平成 15年度はなかったのか、その辺のところをお聞きいたします。

とりあえず、これだけちょっとお願いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 滞納の問題で、他町の首長さんにお話を聞いたということですが、全職員を同時にやったということですか。

〔「そうじゃなくて」と呼ぶ者あり〕

市長（石井直樹君） そうじゃなくてね。はい、わかりました。

可能性とすれば、そういう方針を出してやられているところがあるわけでありましてけれども、我が下田市におきましては滞納問題は大きな問題でありますし、今回の議会でも、やはりしっかり組織化して、これから当たっていけというご指示をいただいておりますので、私自身としても、そういう認識を持って今後この問題に対応していきたいと、こんなふうに考えています。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） 学校給食につきましてご説明させていただきます。

学校給食につきましては、現在、学校におきましては、これは私的会計という形の中での取り扱いをしておりますけれども、これにつきましてはその解説の中でも学校給食費の性格というのが、学校教育に必要な教科書代と同様なものというような認識の中で、一応、学校長が学校給食費を取り集めて、これを管理するという形で来ております。

実際、この監査関係につきましては、各学校で学校長が責任者 となりまして、それぞれ P T A の方からの監査、また P T A 会議の中で審議をいただいております。

ご指摘のように、平成 14 年度におきまして、これらについての責任制の明確さがどうかというご指摘は受けました。それにつきましては、 15 年度におきましては、さらにその内容を精査するために、下田市の学校給食の審議会の中で会計監査について厳しくやると、こういう形で実施させていただいておる状況でございます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 敷根温水プールの屋上の防水工事で ございますけれども、これにつきましては、シート防水とのつなぎ目のテープが雨漏りではがれたということで、 94 万 5,000 円のわずかなお金ですけれども、やらせていただきました。

これが長くもつような工事かというご質問だと思っておりますけれども、そのつなぎ目のテープについては今回やり替えましたものですから、これはやはりシート防水さえもてば十分も

つとっております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 市民文化会館の屋根の防水、亀裂等による雨漏りでございますが、屋上防水 734平米等を実施いたしました。当初ありました外壁等の雨漏りもとまりまして、今後は何があるかわかりませんが、今のところ他のところの雨漏りもないと考えております。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長兼副収入役（高橋久和君） 両国高校の利用の状況でございますが、先ほどご説明いたしましたように、この施設については 15年度末にもらったわけですので、15年度の利用は市としてはなかったということです。

14番（増田榮策君） 一番最初の税の滞納については、市長の答弁があまりにも積極的ではないので、ちょっとがっかりしているんですが、下田の財政の中でこの 15億円の滞納金の比率が大きいかいかにということをやはり認識していただかないと、財源がないとか、財源不足だというようなことは、これを前提にして予算を組むわけですから、はっきり言えば、15億円も要するに基本として中に入っていることを前提に組んでいるということの認識がなければ、私は、こういう税の滞納は解決できないと思うんですよ。

だから、職員任せではなくて、その辺の徹底的な滞納整理を執行部と一丸となってどのような方法で、どれぐらいの目標でというように、きめの細かいものを決めていかないとできないわけで、しかも、各課から回ってくる滞納金の、例えば高額なもの、それから延べ払いにするようなもの、はっきり言って、市長さんはこれもたしか決裁のときに判こを押していると思うんです。そういう報告を市長さんは受けてどのような処理をしていますでしょうか、もう一度お願いいたします。

それから敷根温水プールの防水なんですが、はっきり言ってビニールの防水というのは劣化しやすい。寒暖の差の伸び縮み、それから風によるあおり、それから雨による重さ、それから湿気、こういうようなことを加味すると、僕は、耐用年数はせいぜいもって 10年はないなと思うんですよ。

課長が力説するようにもつということではなくて、やはりあの工法は小範囲な、要するに狭い範囲の防水に適している工法であって、かなりの面積を占めるビニールの防水工法というのは私は不適當ではないかなと思うんです。

そこで、やはり毎年の相当な維持管理、これを厳密にやらないと、突発的な大雨とか大風、台風、こういったものでまたまくられたり、今年みたいに暑い日が続けば、テープを張ったぐらいでは、やはりビニールの劣化で傷みが出てくると思うんです。

確かに、前の工法だとビニールテープをゴムのりで張ってありましたけれども、防水工事屋にちょっと聞きましたら、本来ならば、あのビニールの工法は熱融着でビニール同士を突っつける工法にしなければいけないらしいんですよ。やはりテープを張ったぐらいでは、長くもたないのではないかと。その辺のところはちょっと見解が僕と違うんで、どういうふうに考えているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから教育委員会のことで、今、学校の給食のことはよく分かりましたけれども、かなり煩雑な会計処理になっていると思うんです。これに加えて廃品回収だとか、そういったものの金額も相当多くなって、要するにそういう2重の会計に頼るところが学校の会計にはあるわけなんですよ。要するに、予算が足りないから市の予算以外にPTAの廃品回収であれを買えとか、目標でとか、缶の口のキャップのあれを集めてこいとか、いろいろあるみたいなんですよ。

だから、そういう面でも父兄にかなり負担がかかっているところもあるわけなんですよ。負担がかかっているところもあるわけなんですよ。

それは、どういうことかという、やはり出られるところと出られないところの父兄の比重が大きくなっている。役員になった者はかなり一生懸命やっているけれども、全体的なものではないわけなんですよ。そういった面で会計等の処理も金額がでかくなると、やはり相当煩雑になるというようなことがあるんで、その辺のところは教育委員会も学校長の管理義務という範囲でやっていると思うんですが、私は改良の余地が多少あるのではないかなと、そういうふうにちょっと感じています。

それから教育委員会の所管のことで、教育委員会の文化財の小冊子があるんですが、もう私は4年前に指摘をしているんですが、須崎のお寺の井戸の中に下田市指定の天然記念物で暗くなると光る藻、ヒカリモというのがあるんですけども、現場に行ってみればわかりますけれども、もう井戸は埋まっていて一切ないですよ。4年前から僕はそれを指摘しているんですけども、まだ小冊子にそれが載っているんですよ。

それともう一つは、これはハマボウの自生地として柿崎のハリスの小径にたしか2本ばかりハマボウの木があったんです。ハリスの小径を造る時に、それを全部ブルドーザーでこいちゃってなくなってしまったんですけども、私は、それも議会で何回も植えてほしいと

いうことを言ったんですが、まだあの小冊子の中にも赤崎にあったということは載っているんですけども、訂正されていないんですよ。

だから、少なくとも一般質問でそういう指摘があったら調査してやるぐらいのものは必要ではないかなと、そういう気がするんです。

それともう一つ、柿崎の偽層というところが、神社のところのがけが大変崩れやすく、アパートの後ろにも大きな石があって大変あれになったんですが、柿崎の弁天島の吉田松陰が訪ねた神社のあれがそこにはあるんですけども、あそこに行く道路もほとんどあれで通行どめになっているんですよ。危険だという表示もないんですよ。ただ地元が危ないからといって縄を張ってあるんですが、くぐっていくので、もし万が一何かあったときは大変なあれで、ただそこは危険ですよということぐらいは、やっぱり教育委員会でした方がいいのではないかなと、こういうふうに思いますが、ぜひその辺のところを、もし考えがありましたらお願いします。

それから、あずさ山の家の方こうにホタルの池というのを 700万円で造ってあるんですが、農林水産でしたか、あのホタル。今はどういうふうになっていますか。河道か何か、ホタルみたいなのは飼っていますか、ちょっとその辺……。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 滞納の問題は、確かに課から報告等があるのもあります。特に、私自身とすれば、やはりいろいろな分析の中で税務課長を呼んで、特に固定資産税の滞納の多いところ、そういうところにつきましては細かく報告を聞いて、特に額の大い人がありますので、それに対してはどのような方法をとろうかというので、最近特に税務課長との話し合いを細かく持たせていただいております。

特に、また国保の関係の滞納も、先般国民健康保険証の返納だとか、いろいろな形で処理をしなければならないという大変多くの、私自身とすれば、こんな人までがという人の名前まですべて細かく見させていただきました。大変な状況下であるということで、今後もさらに担当者と話し合いをしながら、いい方法論を考えていきたいというふうに思っています。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

税務課長（鈴木布喜美君） 増田議員の中で特別滞納整理ということで、市役所職員がどのような状況でやっているのかと。各町村で首長さんに聞いたら、町で全員職員を集めてやっているよというような話なんですけれども、下田市でも毎年 1回か2回課長さんたちにお問い合わせ、税務課職員と歩いて臨戸して、課長さん方がどうですかというような形で毎年やっ



ております。

昨年、15年度につきましては3月8日から19日の2週間、これは主事さん以外、係長さん、課長補佐さん、そして主幹さん、全部で85人の各課の全員を集めまして滞納整理をいたしました。税務課職員は行かなかったんですけども、2週間の間に全員が持ち分や地区を決めまして、各課の職員に必ずこの家へ行ってくれというようなもので実施いたしました。

その実績なんですけれども、各課に依頼したら、各課の職員がその2週間で一応121万2,300円ほど集めました。その間に税務課の方では一応660万円計算上は集まりました。その中に、偶然にも差し押さえした物件が解決するから、少し納めるから解除をお願いしますといったような会社もありましたもので、660万円強のものがその間に集まった。一応滞納整理は毎年やっております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

教育長（高橋正史君） 学校給食の件については、確かに増田議員のおっしゃられるとおり非常に多額の金額ですので、いろいろな形の中で私たち教育委員会も、また学校代表のPTAの代表も、それから校長、学校の代表、その他の形の中で、単に献立だけでなくて会計のことについても今検討しています。

確かに教育予算が不十分な中で、保護者というんですか、負担があるというような形も大分声として聞こえてきますが、できるだけ予算編成のときに要望を聞く中で、それなりに頑張りたいなというふうにも思っています。

それから文化財については、ご指摘のとおり、小冊子というか、いわゆる指定というか、載っていて、そのままほったらかしというわけではありませんけれども、ヒカリモのこと、それからハマボウのこと。偽層のことについては、アパートが崩れたときに私も係と島のところも行ってきまして、確かに一応はとめてありますけれども、非常に標示がはっきりしていないなというような形の中で、係とも相談して、またそれなりに対処させてもらいたいと思います。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 敷根温水プールの屋上の件でございますけれども、今回につきましては、あくまでもシート防水とシート防水のつなぎ目がはがれたということで今回やらせていただきました。議員いろいろなことをおっしゃいましたけれども、一応そういうことも

含めて定期的に屋上に上って監視をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） ホタルの里の件ですけれども、毎回議会の度に指摘を受けるということで、前任の課長等の答弁を確認させていただきました。そうしましたら、しばらく今の様子を見たいということで答弁をなさっております。

私も気になりまして、今年のシーズンも2回ほど行ってまいりました。行ってまいりましたけれども、皆さんが期待するほど乱舞というわけにはいきませんが飛んでおります。

また、少しでも増えるように頑張っていきたいと思っておりますので、そんなふうに考えております。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） 言いたいことはたくさんあるんですが、ホタルの池だけではなくて、一般質問で取り上げたものが、こういうところと言っても全然実行していないところがある面であるんですよ。

例えば、他の面で言いますと、犬走島のライトアップ、あのまま放置していますよね。僕は、あれはどうするんだと、ここで2回一般質問でも取り上げました。一番最初の答弁は、あじさい祭りの会場へ持っていく、2回目は予算がないからという話で結論は出なかったです。で、そのまま放置してある。ホタルの池もそのとおり、あれは700万で造ったものですよ。

私は、やはり一つの問題だけではなくて、総体的にこういったものが多いのではないかと。無駄のところが多いのではないかなと。そして、それが放置されて、反省した後の予算の編成や予算の配分、そういったものに生かされていないのではないかなと。結局、途中で投げられて見捨てられたものも相当あるのではないかと。

例えば稲梓の遊歩道、大平山の遊歩道、これだってだんだん人が少なくなって、道に竹が生えて木が生えればまた行かなくなる。またこれに予算をかけるかどうなるか。やはり、こういうものはボランティア等を通じて地元へあれするとか、何らかの処置をしなければならない。

例えば、ハリスの小径一つとっても、地元が年2回ぐらい奉仕でやっていますけれども、刈り込みの機械がないから、手で刈っていますから全体的に刈れない。そういうような中で、機械を1台下水道へ買っていただいたらどうかということも、私は前に1回提案したことも

あります。

もう既にハリスの小径あたりは、お年寄りだと海側が見えないほど木が高くなっている。それから下水道の周りの周辺の植栽したのも、もう相当草が生え、木が生え、雑木林みたいになっている。

こういったものを、何回も議員に指摘されても是正されないというようなことではやはり私は、まずいなと思うんですよ。ですから、ぜひこういったものを各課から上げて、どれを優先的にどのようにするかという、やはり内部の意思統一のはっきりしたものを予算上にあわせるように、有効にまた予算も使えるようにひとつやってみてほしいというように要望して終わります。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） 今年の9月議会の決算審査は、決算というのはご承知のように収入役が決算を調製して市長に提出するという、いわゆる収入役のかなり大きな責務であるわけでございます。

今回、8月24日にその収入役が退任し、選任の手続をとらず今日に及び、今議会の冒頭において地方自治法違反という明確な事実に対して市長は陳謝し、後任の収入役の人事を進めるということで一件落ち着いたわけで、まれに見る地方自治法違反の収入役必置を進めてこなかったという点について、まさに異例な決算審査になっているわけです。収入役のない、本来収入役が調製すべき決算、それを審査する議会に収入役がないという、まれに見る異例な決算審査になったということをもっと冒頭指摘しておきたいと思います。

その上で、先ほどは総務課長が本決算、一般会計その他水道事業を除く特別会計の決算の説明を行いました。収入役不在の間の収入役の職務執行しているのは、どのような法律を適用して、誰が収入役の職務を執行しているのか、まず冒頭、第1点質問いたします。

第2点は、関連いたしまして、今回の決算の調製に当たりまして、監査委員の審査意見書、あるいは皆さん方から出された主要な施策の成果についての書類、附属書類等を見させていただきました。そこで、そういった中でさまざまな当面する問題点、疑問点についてお伺いしたいと思います。

1点目は、まず物品の会計については、ご承知のようにこれまた収入役の専権事項でございまして、物品会計についてどのようになっているのか。決算報告書においては、1件 30万円以上の物品についての記述はございますが、先ほど増田議員が指摘されましたような、

いわゆるライトアップ等のこういうもの、器具等、あるいは道の駅開設に伴うところの有料駐車場、遮断機等の備品というか物品等どうなっているのか。そして、30万以下の物品会計は本市においてはどのように経理されているのか、2点目にお伺いするものでございます。

3点目に、具体的な問題点といたしまして、まず第1に人事の問題についてお伺いします。

この点につきましては、人事は、この主要な施策の成果のこの書類を見せていただく限り、公室において人事管理は行われているということは歴然としています。

ただ、今回お伺いしたいのは、先日の一般質問において、市役所職員、特に女性職員の登用につきまして、市長は、共働きの男性は昇格させるけれども共働きの女性については昇格を見合わせているという意味の発言をしておりました。これは、まさしく憲法に定めた男女同権、基本的な人権を否定する恐るべき答弁であると思いますが、この真意は何であるのか。これがこの点についての質問。

2点目は、人事管理を進めている公室において、そのような共働き、男女同権、男女共同参画社会の実現を目指そうという中で、共働きの女性に対する差別的な人事が行われているかどうか、この点についての公室責任者の答弁をお伺いします。

次に、今回の決算において皆さんが指摘されているように、一般会計、特別を合わせて15億円余の収入未済があるということは、監査報告にも指摘されているとおりでございます。

その中身は、市税において約10億、国保税において3億4,000万、あるいは下水道料、保育料その他の使用料等合わせてなっているものでございます。

そういう点で、本一般会計に関連するものについては、とりわけ福祉関係、保育料等の収入未済、簡単に言えば、いわゆる滞納が1,000万円を超えているというこの現実、やはり何とか処理しなければならない実情に迫られているのではないかというふうに思うわけでございます。そういう点では、市税のみならず使用料等、中には市有財産の貸付地までについてもお金を納めていない、要するに滞納しているという人もたくさんいる。まさに、財政難を一方で標榜しながら、一方では、そういう取るべき、要するに当然収納すべきものを収納できないこの実態があると思うんです。

そこで、この項につきましてお伺いをしますが、口先だけの行政、行財政改革、ちまちました改革ではなく、そのようなものを根本的に解決するような行財政改革の議論はあるのか、あるいはその手法についてお伺いするものでございます。

次に、今回の決算を見た限りにおいては、稲梓の中学校の運動場の崩落に伴う災害復旧費

が約7,800万円支出されております。これは、私たち総務常任委員会といたしましても、何回も現地を調査させていただき、早期の復旧というものを進言してまいりました。

この点につきまして、災害を立派に復旧され、屋外運動場として稲梓中学校の学業、勉強に利用されているということは大変いいことですが、工事は、とりわけ中身を見ていただければわかりますが、崩土、除却を含めて大量の残土の処理がかなり重要な内容を持っているものでございます。この稲梓中学校の災害復旧に伴う残土は、稲梓箕作三叉差路上において大量に残土が処理されております。この点について、設計上、あの場所での残土処理というものになっているのかどうなのか、これが質問の第1点。

第2点目は、ご承知のように稲梓落合浄水場上流における残土処理については、水源保護条例の規制を受けるわけです。したがって、本残土処理場は水道水源保護条例上、規制を受けるものとするが、協議が行われたかどうか、適正な残土処理が行われたかどうか、この点についてお伺いします。

次に、焼却施設における排ガスの規制というふうなものが、これは国・県を問わず強められました。平成12年末において、約5ナノグラム以下のダイオキシンの発生を抑えるということで、産業廃棄物あるいは一般廃棄物、公私を問わず一定の焼却施設においては、この排ガス規制をクリアするような施設が義務づけられた。本市においては、12年において三機工業に数億円の巨額なお金を投じまして、いわゆるバグフィルター、排ガスを抑えるための高度処理を施していただいた。毎年何百万という管理委託料を三機工業に払ってこの管理をしていただいた。

ところが、わずか2年か、3年しかたたないうちに、この排ガスの装置がだめになってしまって、今度は巨額な修理費を出さなければいけないという事態に直面しているわけです。

そこで、この排ガス装置を設置した三機工業との間に、少なくとも5年や10年の性能に保証があるはずだと思ふんです。その点について、排ガスについての三機工業との間の保証、しかもさっきから言っているように排ガスの維持管理の委託を何百万という金を毎年出して三機にやらせているわけです。僕は、これは、排ガス装置を作った三機、しかも管理をしていたのも三機、その上でだめになったと。そして数億の金を出すという、この点について極めてずさんな管理が行われているのではないのかと類推させられているわけですから、私が申し上げましたような三機工業とのこの契約において、まず保証、たしか平成13年度からの供用開始だと思ふますから、2年か3年ですよ。これでもうアウトになっている。これまた大変な問題だと思ふますが、その点についてお伺いします。

次に、爪木崎の自然公園、グリーンエリアと言いますが、水仙園近くに、市長の花いっぱいというんでしょうか、そういうものも含めまして桜を植栽しました。桜植栽、とりわけ市制施行30年ということを記念して桜の植栽事業が行われた。いろいろな地域を中心に配られたけれども、爪木崎においてかなりの公費を使って桜を植栽した。現在、その桜は枯死しているのか、それとも順調に育ち、桜の園として名所になる可能性はあるのかどうなのか、この点をお伺いするものでございます。

次に、石井市長になってから、公の土地、要するに文化会館の駐車場であるとか、あるいはベイ・ステージの駐車場であるとか、あるいは下田公園下の公園の広場であるとか、こういうところに観光協会と民間の団体に貸し付けて、フリーマーケットとか、あるいは先ほどもお話があった、観光アドバイザーの提言だそうですが、露天市をやるという、こういうことで何とかまちおこし、にぎやか市にしようという、そういう意図は伺われるわけですが、ただ、それらの実行に当たって、市のそういう公の施設を借り受けている団体が、出店者から数千円から数万円の出店料、テナント料というんでしょうか、場所代というんですか、そういうものを取ってやっているということについて、地方自治法上あるいは市の管理条例上等についての整合性があるのかどうなのか、この点についてお伺いします。

さらに、今回のこの一般会計の決算の点でございますが、もう一点は、下田市において地震対策、防災ということが言われて長いわけでございますが、平成15年度決算の時点で、学校施設において耐震性のない学校施設というのはどうなっているのか。あわてて今年、幼稚園の耐震調査をしようとしておりますが、現段階、決算の時点で小中学校における耐震性のない施設というのはどういうところになっているのか、これをお伺いしたいと思います。議長（佐々木嘉昭君） 質問者をお願いを申し上げます。

質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午後 1時57分休憩

午後 2時 8分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き認第1号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） 1点目の収入役の関係でございますが、我々といたしましては、収入

役が欠けたときの認識に間違いがありまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。改めて陳謝を申し上げます。

そのような中で、市長の方から早急に収入役の選任にかかるということでございますので、このような形で副収入役が説明し、審議をいただいているわけございまして、これは、地方自治法の168条の中に、出納長、副出納長、収入役及び副収入役という項目がございまして、3項の中に「都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。」というものでございまして、4項の中で「副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。」というものでございます。

下田市の条例第78号で下田市副収入役設置条例がございまして。この中には、1名の副収入役を市職員の中から市長が任命すると。事務分掌は市長が定めるというふうになっているものでございまして、地方自治法の170条の出納長、収入役等の職務権限の中に、2項で「前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。」ということで、1号から7号まで収入役及び副収入役の職務の内容が書かれておりまして、その中の7号で「決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。」ということでありまして。その段階は、この8月19日に前収入役が在職中に市長に提出をしております。

3項の中に、「副出納長又は副収入役は、出納長又は収入役の事務を補助し、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。」ということございまして、これらにつきましては、233条の1項から6号の議会の認定に付すということで現在付しているわけございまして、その中の2項に監査委員の審査に付すということで、これもやはり前収入役在任中に監査委員の審査に付しまして、意見書を添付の中で今回議会に付されているわけございまして、当然にこれは地方自治法の96条の議決事件として決算の認定を求めているものでございます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 先般の議会で、男女共同参画のご質問がございまして、私の方から女性の登用ということで、今44歳以上の市の女性が8名おり、1名は係長にもう既に登用されていて、8名のうち4名が共働きの方がいらっしゃるという発言をさせていただきました。小林議員がおっしゃるような、だから管理職には登用しないんだよという意味で言ったわけじゃありませんで、たまたまその4名の方はだんなさんがいらっしゃる職員であるということと、決して私の方からは、他意があつてそのような言い方をしたわけではありませぬので、

ひとつご理解をさせていただきたいと思います。

特に、女性の採用、登用につきましては、先般答弁させていただきましたように、13年度からは男子20人、女子12人と、さらに昨年は9名のうち4名の女性を採用しておると、このような姿勢で臨んでおりますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） では、今、市長の答弁について補足をさせていただきます。

先ほど、市長が44歳以上の女性職員で4名共働きがいるということですが、そのうち1名は係長を上がったの主幹ということで、前に昇格をさせていただきます。

今も人事管理上気を遣うというか、やっぱり考えるところは考えておりますが、といたしますのは、人事異動の発令を出す時なんです、非常に役所は小さいところなものですから、共働きの夫婦を同じ課にするわけにいかないものですから、その人事異動については、その辺を配慮してございます。昇格等については、平等取り扱いの原則がある以上、そういう差別はしていないつもりです。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長兼副収入役（高橋久和君） 物品関係の処理についてご説明を申し上げます。

本年度の物品の増減については、決算書の197ページに記載のとおりでございまして、増えたものが46件、減ったものが8件、15年度末としては30万円以上の物品というのが延べ735件ございます。これらの処理でございますが、物品買い入れ規則にのっとって処理をしているということでございます。

御存じのとおり物品は、一般的には18節で買っている備品を主に管理をしてございます。工事に伴って、先ほどお話が出ましたライトアップ、あるいは道の駅の駐車場の入り口の機械、あれらは工事関連での必要な施設整備の一環のものということで、備品としては処理をしておりません。

増えた、減ったの処理でございますが、今言いました18節については、それぞれ現課で一定の手続をとりまして、処理が終わりますと、新しく購入した備品については会計の収入役の方へ報告が来ますと、収入役室においてパソコンでそれらを管理をし、かつ俗に言う備品台帳というのを2枚作りまして、1部が収入役室、1部が現課の方へ、私、俗に言うペタンシールで備品の整理番号といたしまししょうか、処理番号がありますので、それらを張りつけ



ているということです。

廃棄につきましても、それぞれの現課で、もう使えなくなった等の廃棄物については一定の処理の手続きをとりまして、それが会計の方へ流れまして、その処理の状況によって、俗に言う台帳の抹消等をしております。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

税務課長（鈴木布喜美君） 市税を含めて滞納がたくさんあるのではないかとというようなことで、市税、国保税等を収納しております税務課について、収納係一体となってやっておりますが、どうしてもその滞納整理については決め手のある方策、方法というのがなかなかありません。

ただ、一般的な差し押さえ等の滞納処分はしておりますけれども、今後、いろいろな税情報誌等を見て、いい方法があればどんどん採用して、幾らかでも滞納整理に当たってきめ細かく、より厳しくやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 保育料の滞納につきまして、議員ご指摘のとおり保育料につきましても1,000万円超の滞納がございます。

決算事項説明書の5ページに登載させていただいておりますように1,221万4,330円という収入未済額となっております。この内訳は、保育料としまして1,213万8,330円、それから緊急リフレッシュ保育ということで、事務上のそごがちょっとございまして6,000円、合わせまして1,221万4,330円となっているものでございます。

この保育料の滞納の内容でございますが、公立保育所は4園ございますけれども、延べ397件、54人で661万400円、それから民間保育所が2園ございますけれども、延べ334件、47人で485万5,530円、それから地域保育所が2園ございますが、延べ82件、10人で67万2,400円ということで、都合813件、111人、1,213万8,330円の収入未済額となっているものでございます。

今後の改善の方策でございますけれども、ご承知のように、これまでは保育につきましては措置ということで、行政の責任におきまして保育にかけるお子様をお預かりしていたわけでございますが、児童福祉法の改正によりまして保育の実施ということに相なりました。ですから、今後その契約ということを踏まえながら対応策を考えてまいりたいというふうに考

えております。

さらに、現在保育料の徴収に当たりましては年2回納付書を送付させていただいております。その納付書の、送付の方法につきまして、これを毎月保護者の方にお渡しいたしまして保育料を確認していただくとか、あるいは郵送でお送りしていたものを現場の園を通じてお渡しするなどの改善の方策を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長兼副収入役（高橋久和君） 市有地の未収状況でございます。決算書の19ページに記載してございますが、15年度、現年度分で調定といたしましては、1,000円単位で申し上げますと1,372万7,000円、収入済額が1,251万4,000円、未収が121万3,000円になります。

過年度分といたしましては、調定が113万、収入済額が38万9,000円、未収が174万3,000円ということでございます。件数は、現年分が3件、過年度分が3件でございます。

これらの未納者につきましては、定期的に俗に言う臨戸徴収あるいは文書等によって催促といいたまいますか、訪問をして納付に協力要請をしているところでございます。

ただ、1件については大口ということで、この方については、担当あるいは私も3カ月に一遍ほどは訪問して、俗に言う先付け等の協力をお願いしてございますが、資金繰り、資金計画等の関係で大変だということで、なかなか集まらないのが実情でございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） 稲梓中学校の残土の関係でございますけれども、これにつきましては、残の分についての設計には記載されてございません。

これにつきましては、当初700立米の仮置きをグラウンドに予定しておりましたけれども、その後の工事の経過の途中の中で円弧地すべりを起こしました。そこで、その比重を軽くするため、設計上、仮置き場という形の中で2,650立米の一応搬出をということでさせていただきました。

しかしながら、ここの段階で円弧地すべりを起こすので、作業道として14メートルの奥行きでとっておったんですけれども、18メートルほどやって小段を作らなければならない、作業をするのにそうさせてほしいというようなこともございました。当然この導入につきましては、グラウンドの埋め戻しというんでしょうか、再利用をしましてグラウンドの方に埋めさせたわけでございますけれども、最終的に、現在あそこがございます400立米ほどが一

応仮置きされていると、こういう状況でございます。

この搬出段階につきましては、これはまた再利用を業者さんの方でさせていただくという  
ことで、今、仮置きをさせていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） では、排ガス高度処理の瑕疵担保の関係でございます。

これにつきまして、排ガス高度処理施設及び灰固形化施設につきましては、瑕疵担保期間  
が2年でございます。これにつきましては、12年度で受け取っておりますので、13年度、  
14年度が瑕疵担保期間ということでございまして、15年からは瑕疵担保が切れております。  
議長（佐々木嘉昭君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 爪木のグリーンエリアにおける桜の植栽は、平成12年度に  
250本ほど済ませております。

精いっぱい努力をしてみましたが、ならい風の強風にあおられるところについて  
は、残念ながら維持ができなくて枯れているものがございます。それ以外、多少山の中に入  
ったところ等については順調に生育をいたしております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

観光商工課長（藤井恵司君） バザール等の出店料の関係でございます。市有地を貸してい  
るのは、という問題でございますけれども、募集する場合は、わかりやすく出店料と申し上  
げておりますけれども、実態は実費でございまして、実はテント代、備品等、それから期間  
中の電気料、ごみ処理等の部分を実費でいただいているということでございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） 続きまして、学校施設の耐震化の関係でございますけれども、  
今現在、幼稚園につきましては6園中4園が一応まだ補強工事が必要という形になっており  
ます。稲梓幼稚園は未診断でございましたもので、この診断を受けるために今現在調査中で  
ございます。

小学校につきましては、浜崎小学校の東館が、これが現時点では、まだ改修が済んでいな  
いという状況でございます。その他、浜崎小については、これは屋体のほうでございますが、  
Is値については0.79という数字でございますけれども、若干ブレースを補強した方がいいよ

ということもございます。

その他、中学におきましては、稲生沢中学校の技術科棟が現在工事中でございます、中学におきましては、これをもって各学校の耐震性は増したという形になっております。

その他、小学校についての稲生沢小学校の南館につきましても、これは現在耐震診断を実施中でございます。またこの結果を待って耐震補強等を考慮していきたいと考えております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 暫時休憩させていただきます。答弁を整理させていただきます。

午後 2時26分休憩

午後 2時38分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） 収入役の件につきましては、いろいろありましたが、現時点におきましては、地方自治法上の「欠けた時」ということで皆さんにも認識をしてもらい、その欠けた時の状態に沿って、地方自治法並びに下田市の条例に基づいて副収入役を任命し、決算審議をお願いしているものでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） では、先ほどの行政財産の費用関係でございますが……。

〔「行政財産じゃなくて公の施設」という人あり〕

市長公室長（出野正徳君） はい、公の施設。はい。

〔発言する者あり〕

市長公室長（出野正徳君） はい、当然公の施設も行政財産でございますので、地方自治法の238条の4の第4項の規定によりまして、一時占用という格好で許可をし、使用料については、行政財産徴収条例というのが例規集の中にございますので、その規定によって徴収をしているはずでございます。

以上……。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 再質問をさせていただきますが、まず収入役問題につきましては、

くどいようでございますが、この9月議会において、私の出した 市長の職務怠慢、そして地方自治法違反にかかわる是正と、こういうことを求めた決議が可否同数であったという重い結果があったわけでございます。

これを受けて市当局は、いやだいやながら県や弁護士にも聞いてみたらそのとおりだったという。こういうことで今回、収入役を置かないという方針の是正があったということは理解しました。

そこでお伺いするものでございますが、今回の一般質問を通じて男女同権、基本的な人権、こういった問題について、市長さんの心情ではないと、そういうことを指しているものではないというふうな発言でございましたが、先般の伊藤議員とのやりとりの中では、やっぱりそういうニュアンスではなかったような気がします。

しかし今日、そういう差別的な共働きの女性あるいは男性に対する差別的な昇格等の、あるいは人事等ということはないという、こういう公室長等の発言があったわけですから、これもまたそういう意味では是正されたというふうに理解し、これについては了解いたしました。ぜひ公正で公平な真の男女共同参画、男女同権という、こういう視点で市政執行をしていただきたいと、こういうように思うものでございます。

そこで、以上2件については結構でございますが、次に、稲梓中学校の災害復旧に 7,800 万余の復旧費が投じられたわけでございます。中には、土屋 忍議員の家に崩土が迫り、それに対する損害を与えたということでの損害事件に対する和解、損害賠償という、こういうものも派生的に発生したという珍しい事例であったわけでございます。

その中で、崩土除却というものが当然出ているわけです。崩土除却。そして、現地で見ましたが、当然あの工事は、一定のそれまでののり面から、さらにのり面の確保のために緩やかなのり面にするような工法になっているわけです。必然的に残土の処理というものが伴うことは現場を見た人間であるならば当然であるわけです。

そこで、残土の処理がいまだに行われていないにもかかわらず、全額支払われているというのは、これは当然おかしいのではないかと。したがって、これは精査されて、崩土除却費あるいは等々を含めて、この残土の処理に対する精算設計が行われなければならないということを事実で示しているわけです。既に工事は完了し、お金も払い、年度も終わったと。

しかし、その土地にかかわる残土は現在も何百立米という格好で箕作の三叉路に埋め立てられている。置かれている。あえて皮肉に言ったんですが、残土の処理については、水道水源保護等の関連で協議が必要だと。もし常識的にあなた方の発言をするならば、この残土の

処理が終わって初めて工事の完了というものが生まれるのではないのかと。残土は残土でここに置いておいて、これはもうこのままでいいよと。しかし、お金はそのまま払うという。これは完了していない。もしこれを完了とするならば、さっき私が言ったように精算設計をすべきではないか。

したがって、崩土除却に伴う、恐らく 10キロ以内というふうなことに伴う残土の処理経費2,000円か3,000円というものが出されているわけです。ここでおよそ数万、数十万、数百万の精算設計が行われるべきではないかというのが私の質問の真意です。

事実の問題として、残土があそこに処理されていないまま放置されているという現実から見てそうなるというわけです。工事等の検査を進めている総務課長もおられますから、その点について完了検査等を行ったと思いますが、完了検査等の結果についてお知らせしていただければ結構だと思います。

次に、公の施設におけるところの利用について、これにつきましては、石井市長さん、観光アドバイザー等を入れて大露天市とか何とかいろんな企画をやっておられる。結構だと思うんです。当然、下田の活性化あるいは河津桜まつりでのにぎわいを下田にも呼び込もうという、そういういろいろな意図でやっている。しかし、公の施設を使ってやるには、それは公の施設を使うだけの手順と手続が当然必要だと思うんです。先ほどの公室長のお話によりますと、法的な根拠は行政財産等の一時占用にかかわる条例に基づいてやっておられると、こういうことを言っておられるわけですね。それは大変結構だろう、当然だと思います。

そこでお伺いしますが、公園なんかについては、都市公園については、都市公園の条例に基づいて占用等についての手続が明確にされていると思うんですよ。例えば駅前広場についても占用料条例がありまして、それに基づいてあれする。あるいは、その他等々占用料規定、先ほど申し上げましたペリーロード等についても、道路の占用料条例というのがあるわけですから、行政財産の一時使用の条例適用ではなくて、公園と道路はそれぞれの単独の条例に基づいて行われるべきだと私は思うんですよ。どうですか、公室長さん、その辺、私の認識とちょっと違っているような気がするんですが、その点はどうかということ。

それと、そうした場合に言えることは、ある団体が使うということについては、一定の手続に従って使うのは当然だと思う。しかし、その団体が自由に出店者を募集し、数千円から数万円の出店料を取ってやるということは、一種の又貸しになるのではないのかと。したがって、これは、その条例等々から逸脱しているのではないのかというふうに私は思うんです。それが逸脱していなければそれで結構ですが、逸脱しているのではないのかと、そのことを

初めから言っているわけです。

事実関係として、小は数千円、大は数万円の出店料をうたって、場合によっては新聞広告やチラシにまでもってあれしているわけですよ。事實は、出店料を出してくれとチラシやその他で募集しているわけです。回覧板にまで出してやってくれと、こうやっているわけですよ。要するに、そういうことが整合性があるのか。しかも、それは出店料を取ってですよ。それがあのかということを知っているわけです。私は、公正性の確保という点で、公の施設の使用に問題があるのではないのか。なければ結構でございますが、あるのではないのかと。

とりわけお伺いしたいんですが、一方では出店料を取っているから、そういう施設の使用については、使用料・占用料等は徴収されているのでしょうか。この条例に基づくと徴収するというようになっておりますが、徴収はされているかどうかを質問します。

次に、新たな問題提起をして恐縮でございますが、この資料を読ませていただきますと、主要な施策の成果ということですが、稲生沢川上流、特に落合浄水場上流地域について、大手旅館さんが増改築工事を進めたということで、オープンも迫っているというふうなことを知っているわけでございますが、これについての下田市の土地利用の審査は行われていたのかどうか。

といいますのは、その増改築工事に伴って、横一線というんですか、大量の工事用車両の進入等を含めまして、市道の崩壊というか、損傷が極めて強いというふうなことを稲梓方面の人からのご連絡もあるわけございまして、そういう点では、工事の増改築に伴う市の土地利用に対する協議その他が行われているかどうか、お伺いするものでございます。

さらに、私は、15億円にも上る未収については6月の議会で、下田市の財政改革を進めることについて、ちまちましたような議論を進めるよりも、現実にこの下田市の最も大事な債権である市税を含めて保育料まで滞納が広がっていると。これらを解決するための構造的な政策が必要だということを一一般質問で質問しました。

その質問の要旨は、それを1課とか何とかということにとどめるのではなくて、お得意の行財政改革ということの中の大きな柱として取り組むべきだということを示しているわけです。皆さんの得意な行財政改革、口を開けば行財政改革。だけれども行財政改革は、一番大事で一番必要な、そういう問題については逃げているんです。石井市長のもとでは避けているんですよ。これを正面に据えて、これをどうするかというやつを真剣に考える政策なんていうのは一度も聞いたことがないんですよ。これをやるべきではないのかと。

決算の審査においても監査意見書を見れば歴然としています。15億2,000何百万も未収入があるときちっと指摘され、これの解決のためにちゃんとやれということが書いてあるんです。

それは今までのように各課に委ねるのではなくて、行財政改革の中心の柱としてどうしたらいいのか。そのためには、国保、介護保険等を含めると、これらはやはり保険関係の一種の機構の改革等が必要ではないのかというこ とまで私は申し上げたわけです。

それはともかくとしても、こういう問題について、行財政改革の大きな柱として、これを取り上げて取り組むべきではないかというふうに思いますが、当局の見解をお伺いするものでございます。

いろいろ申し上げましたが、やはり市の施策というものは十分調査され、そして有効なものでなければならぬと私は思うんです。そういう点では、先ほど増田議員がおっしゃったようなホテルの里というふうなこともございまして、二、三匹はいるというふうなお話でございましたが、爪木の桜についても、これをやる時に、私は当初から強風下の海岸地において桜のような植物というのは生育がなかなか難しいのではないのかということをお知らせした経験がございます。多額の人力と情熱、そして多額の市費を投じてやった、そういうふうなものかなりの部分で枯れてしまっている。行政執行のプラスならばいいけれども、ますますマイナスになっているという、こういうことについて市当局は、これはやはり反省すべき事項ではなからうかと。

ちなみに、ヒマラヤザクラというのを植えていたというのですが、そういうものについてはどういうふうになっているのか、再度お伺い します。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） 稲梓地区の崩土の関係でございますけれども、現在、金額がすべて支払われているのはおかしいのではないかとご指摘でございます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように、まず最初に崩土除去工事というのを、これは緊急避難的な形で行いました。そのときには 160平米という残土が出ました。その他コンクリート塊とか出ましたのですが、それについては一応仮置きをし、その後 930平米については加増野の方に一応搬出させていただきました。

その後、これはグラウンドの埋め戻しをするために、グラウンドの土を再利用するためにグラウンドに仮積みを見せていただきました。しかし、その重量が大分大きくなったという形の中で一部箕作の三叉路に運ばせていただきました。



しかし、うちの方では設計上、規定の 14メートルという形の中で一その工事応やっております。しかし、現場サイドで、砂をとるのにはやはり作業をする場所が必要で、今後の作業に危険もあるのではないかとということで、奥へもう少し広げたいという話もございました。

私の方は現時点で設計書とは若干残土の量が変わってくるということなので、うちの方は予算的にはこれ以上のものはみれないですよという話は一応させてもらいました。

一応あの現場に 2,650平米の仮置きをさせていただきましたが、検査の工法の中で埋め土をしてまいりましたけれども、最終的にあの数字が残ってしまったと、こういう形でございます。

しかし、予算の規模以上の工事が行われているわけでございますけれども、私どもの方では、予算はもうこれ以上みないという形の中でやっております関係上、工事的には完了をさせていただいたということで認識していただきたいと思っております。

また、その残土部分について、業者さんの方で最終的に収まらない部分が生ずるものについては、これはまたいろいろところで再利用を図らせてもらうということで現在仮置きという形で置かせていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） では、先ほどの公の施設なんですが、市民会館の例えば駐車場とかベイ・ステージの一部を使う場合、それぞれの条例が定められておりますが、その条例事項にないことについては行政財産の目的外利用ということでお金を いただいていると。

道路とか都市公園とか河川は、それぞれ個別法が、道路法とか、都市公園法とか、河川法とか、また海岸法とか、いろいろな法律がございますので、それらについては、その法によって徴収をしているということでございます。

土地利用の件でございますが、水源の上の方にホテルがこの 10月にオープンをいたしますが、そのホテルについては増築ということで、下田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱というのがあるわけですが、それで行政指導を行っているわけです。施工区域全体の面積が2,000平米以下でございますので、これは適用をかけませんでした。

主要な成果の 38ページの中に、15年度の土地利用対策ということで、本年度審査は1件ということで、これは吉佐美にハックができ上がっております。それについて1件土地利用をかけました。

ヒマラヤザクラでございますが、昨年 11月の末に102本も植栽をいたしました。冬を越しますので非常に心配をしたんですが、後の維持管理については観光経済同友会の方で管理をいたしますという覚書もいただいております。そのように管理をさせていただいているんですが、何せ冬を越すわけでございますので部分的に枯れている桜もございます。これについて、また植栽をいただいた観光経済同友会の方で責任を持って植栽を保証しますという約束もいただいておりますので、そういう状態でございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

助役（渡辺 優君） 滞納額の関係でございますが、行財政改革の一環として真剣にやるべきだということで、先ほど市長も答弁をいたしましたように、当然にこれは大変な事態ということで真剣にやっております。担当課長を呼んでいろいろ対応策をお互いに研究したり、話し合ったり、またワーキンググループの中でもいろいろその対策を検討したり、また増田清議員の方から先日の一般質問の中で収納課の設置についてのご意見もいただきました。

しかしながら、これは泣き言ではないんですが、少数精鋭の中で職員がフルに活動している、そういう中で新しい課を作るとか、人員を増やすというのは非常に困難な状況でございますので、課長からは、できたら専門職を配置をしてくれないかと。例えば、せっかく覚えても3年ぐらいで異動してしまうと、やはり今の滞納の対応というのは法律的な対応が主になるというようなことで、そういうことも言われておりまして、これは本当に行革の一環としての取り組みをぜひやっていきたいというふうに思っております。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 確認したいと思いますが、では公の施設について、露天市とか、その他については主催者からお金を徴収しているということで理解していいわけでしょうか。これがまず第1点です。

したがいまして、ベイ・ステージあるいは市民文化会館、そして公園あるいはペリーロード、主催者から条例に基づいて占用料は徴収しているというお話のようでございますから、平成15年度決算においてはどの程度徴収されたか説明していただきたいと思います。

次に、中学校の崩土の問題でございますが、竣工検査を行った方がどなたかよくわかりませんが、担当課は、もう予算以上の、要するに契約以上の仕事をやってもらっているんだから、これはもうしょうがないと。簡単に言えば、そういう答弁のようでした。向こうに泣いてもらっているんだよと。そういうようなわけで、むしろ業者さんに泣いてもらっているんだ

よということですが、これは言っているだけでございまして、現実どうかというのは私たちは知るよしもございません。

ただ、私の一般的な知り得る知識では、残土の処理においては、10キロ以内ということで立米当たり2,000円から3,000円、それが近くに仮置き等する場合には、当然精算設計をしてきちっとするというのが公共工事の原則になるわけです。

したがって、残土の処理を10キロ以内から、要するに近々のところに仮置きして、それを別利用とするならば、これは恐らく精算設計の対象になるのではないのかというのは僕の意見でございまして、詳しい設計書その他を見たわけではございませんから、それはあなた方の調査等を信用する以外にないんですが、恐らく決算審査特別委員会が行われますから、現地等を含めて、ぜひその点の精査をしていただきたいと思うんです。

そうでなければ、この問題について、あそこに仮置きされている、残土が置かれているというこの事実は、一般論からすれば事業が完了したとは言いがたい。にもかかわらず、全額が支払われているという、このことは説明がつかないわけです。

しかも、加増野に1万何千というか相当な量、900何十立米を運んだと言っておりますが、加増野にそれほどの残土の処理場があるのか、ちょっと僕も聞いていないんです。もう既に加増野は満杯になって、そこでは処理ができないというふうには聞いているんですが、それも事実であるかどうか決算審査特別委員会で調査していただくよりほかはないと思います。それは、そういう格好で委ねますが、検査をされた方は総務課長ではないかと思いますが、この点の見解をまず一つ最後にお伺いします。

次に、公室長の発言で、土地利用については2,000平米以下であるために、これはもう審査しなかったというんですが、これはちょっとおかしな答弁で、土地利用についてはたしか2,000平米以上でございますが、リゾート施設に対する土地利用の規定は違うのではないかと思います。

要するに、旅館、ホテル、マンション、それらについては必ずしも2,000平米なければ土地利用の審査の対象にならないとはなっていないと思うんです。内容によって審査するようになっている。大体2,000平米もの敷地にマンションを造ったり、旅館を造ったりするなんていうのはまれですよ。ですから、あなたのこの答弁は違うと。土地利用は、それで大体ごまかされて恐れ入るところであるわけですが、それは違うのではないのかと思うんです。

もう一つは、ここで関連することでございますから、このリゾート施設についての水道水源保護条例に関連する協議が行われたかどうか、この点についてもお伺いするものでござい

ます。もし決算審査の問題外であるとするならば、水道事業会計で言ってもいいんですが、関連しておりますから、ここでもってお伺いをしたいと思います。

最後にもう一点は、排ガス問題についてです。排ガスの高度処理の問題ですが、どうもこれも瑕疵担保が2年だからいいんだと。瑕疵担保というのは、課長さん、これは隠れた傷があった場合の担保が2年だということで、簡単に言って性能保証とは違うと思うんですよ。瑕疵担保というのは、この建物を建てたけれども、立派なもので受け取りましたと。しかし、使っていたら瑕疵、隠れた傷があったときの担保であって、性能保証、保証何年とか、そういったものとは違うということが一つあると思うんです。

そういう点で、これらについて瑕疵担保ではなくて保証というふうなものは契約上なかったかどうなのか。普通、何年か保証しますとかというのがあられるでしょう、それです。

それともう一つ、確かにこれを見ますと三機に毎年何百万という金をかけて、そのバグフィルターを管理を委託しているんですよ。三機工業は何百万の金をもらってそれを管理しているんですよ。管理しているにもかかわらず、今度は二、三年使ったらだめになりましたと。また何千万円くださいよと。工事費がかかりますよと。これではあまりにも下田は三機になめられ過ぎではないですか。管理を三機がやっているんですよ。自分が上手に運転できる管理を三機がやっている。何百万で頼んでいるわけだ。そうでしょう。バグフィルターを三機工業に何百万で毎年管理してくれと。そうしたら、2年か3年で穴があいたから、また修理で何千万よこせと。これは、どうも三機が、この疑惑のあるプラント再生処理も三機ですが、これも三機ですよ。

こうして造って、自分が管理して、だめになったらまた工事費をよこせ。この次また自分が管理して、二、三年たってあれしたら金をよこせと。これは許されることではないと思うんです。

そういう点で、三機の管理契約というものはどういう責任を持っているのか。どういう内容なのか。この点を明確にしていきたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） では、ホテルの件でございますが、先ほども言いましたように、下田市土地利用適正に関する指導要綱の中で、土地利用事業という一つの定義の中で、住宅、工場、研修・研究施設、教育施設、体育施設、保養施設、もしくは墓園等の施設に供する目的で一団の土地、また区画形質の変更を言うんだよという中で、第3条で「第2条第1号の前段に規定する、建設の用に供する場合は施工区域が2,000平米以上の土地利用事業」とい

うことで、この適用範囲があるわけです。

今回のホテル等でございますが、ホテルが全くないところへ新たに造ったわけではございません。もう水道も電気もすべて行っているところへ増築をしたわけでございます。その増築をした面積が2,000平米で、土地の形状を大きく動かすわけではないものですから、現在の施設の横に増築をするという考え方で、我々は一団の土地という一つの解釈もございませうが、新たに増築ということで、今回土地利用にかけなかったということでございませう。

そして、指導要綱ですから個別の基準も当然ございませう。ホテル、旅館等については、環境問題、いろいろな問題について個別の基準も指導することになっておりますが、当然これは土地利用にかかりませうので、その個別の基準というのは該当いたしませうが、現在始まっている営業等も、それなり……。

〔発言する者あり〕

市長公室長（出野正徳君） はい、それは当然……。

〔発言する者あり〕

市長公室長（出野正徳君） 道路管理者が相手に当然請求をすることになるかと思ひますが、この土地利用の中ですべて網羅をするということは、確かにこれは不可能でございます。あくまでもこれは行政指導の範囲でございますので、条例事項ではないものですから、相手が守ってくれなければ、この指導要綱というのは当然成り立つわけではございませう。

しかし、今まで大きな開発については、下田市のこの土地利用の指導要綱に基づいて紳士協定のもとでそれぞれ皆工事をやられてきました。それで今回、新たに増築したホテル業者がいろいろな面において後始末、また運営等に大きく変な支障を来してございませうので、我々は信用の中で土地利用をかけます。2,000平米以下ですので、当然かからなかったということになるわけです。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長兼副収入役（高橋久和君） 中学校のグラウンド関係の検査の関係でございます。当課で検査等の主管をしてきた事業でございますが、正直言って私、どのようにやったかというのは承知しておりませう。今いろいろなご指摘が出ましたので、設計書等がどういう形で精算され、どうなっているかは後日また調べたいと思ひます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） 排ガス高度処理施設の瑕疵担保、保証期間につきましては、

瑕疵担保というのが2年というのは今わかっておりますけれども、保証期間につきましては、調査して決算特別委員会の方で報告させていただきたいと思います。

そして、点検につきましては、瑕疵担保中は、言うならば、うちの方は三機がやりますので、今回15年度で出てきたのは、瑕疵担保期間が終わったから最初に出てきたということでございます。これは排ガス高度処理施設の点検業務委託ということで、239万4,000円というのは15年度から出てきたものです。

〔「1年度の額ですね」と呼ぶ者あり〕

環境対策課長（村嶋 基君） はい。

〔「これは点検に加算しているわけではないですね」と呼ぶ者あり〕

環境対策課長（村嶋 基君） ええ。それは瑕疵担保が終わりましたので、出てきたわけです。瑕疵担保が終わればいつかは壊れてくるということになりますけれども、そういうことですので、調査して返答させていただきます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

〔「徴収額の答弁がないよ。答弁。だから、それに幾らあるのか。収入……」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

観光商工課長（藤井恵司君） 下田バザールの外ヶ岡交流館の使用料は7万5,000円、外ヶ岡交流館使用料の中に含まれてございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 公園の方につきましては、沢登議員の中でもお答えさせていただきましたけれども、一応あじさい祭りのための来遊客の多種多様なサービスを図るということで、公園の方では占用料はいただいておりません。

〔発言する者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） よろしいですか。答弁漏れはないですね。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって認第1号に対する質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時14分休憩

午後 3時24分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、認第2号 平成15年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

14番。

14番（増田榮策君） 稲梓財産区の問題で1点だけ質問させていただきます。

稲梓財産区は、御存じのように決算においても財産区の収入は主にワサビ田の貸付約 66万円の少額でございまして、細々とこの収入で成り立っているようなことではございますが、稲梓財産区というのは、この議会において、私も平成6年に議員になって、度々「異議なし」「異議なし」で通っているところでございますが、この全員の議員の中でも稲梓財産区そのものの恐らく現場を確認したことがないと思うんです。

今、職員で座っている中でも稲梓財産区の現場を知っている職員というのは、いるかいなか、これはほとんど素通りに近いほどで、僕は恐らくいないのではないかなと。

実は、かつてこの稲梓財産区の財産区管理委員として知っている人に聞いた話で、ぜひこれは覚えておいてほしいということで、あるお年寄りから私が言われたことは、このワサビ田の貸付面積が当初の貸付面積よりも崩れたり、また崩れたところを直しながら広がったりして、実際の貸付面積と著しく違うところがあって不公平ではないかと。こういう指摘があるわけなんです、市の職員の方は稲梓財産区の貸付面積について、確定といいますか、現地を確認しているのかどうなのか。これが正しい境界のくい打ちに基づいて貸付の反別が正確なものかどうか、これが実際にどうなっているのか、分かりましたらお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長兼副収入役（高橋久和君） 稲梓財産区の貸付地の面積が正しいかということでございますが、従来から一定の契約の更新ということで引き継いでおります。

ただ、災害等で壊れたりということで、自分の記憶ですと2年ぐらい前に壊れたから面積が少なくなったという事例はないわけではございませんので、一つずつ調査をしたかと言われると、私自身は正直言ってはかったわけではございませんが、今言いましたような経過の中で、ケースによっては減っているというのもあるのは事実でございます。

14番（増田榮策君） ただいまの課長の答弁でも多少少なくなった例もあると。私は、これは、逆に広がった面もあるかと思いますが、この契約そのものがもうかなり古くて、ずっとそのままに見直し等が行われていないで、実態は、ほとんど定期的な監査といいますか、

見回りも、これは一部財産区の方の見回りはお願いしているようですが、そこまで口を 出せるわけではないですから、市の職員の立ち入りといいますか、そういったものは全く何十年も行われてこなかったのではないかと思います、これから市の財産区を管理する上で、それが正しいか正しくないかは別として、やはりもう一度面積を正確に精査する必要があるのではないかなど。その点について、再度……。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長兼副収入役（高橋久和君） 今ご指摘のことにつきましては、至急財産区の委員あるいは担当者と協議をして、速やかに対応していきたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって認第2号に対する質疑を終わります。

次に、認第3号 平成15年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第3号に対する質疑を終わります。

次に、認第4号 平成15年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 公共用地の取得の特別会計というのは、高度経済成長時において土地の高騰というものがあると。そういう点で公共用地を先行取得して、そういう高騰に備えようということで、国からの交付金をもとに土地開発基金というものが制定された経緯がございます。恐らく3億数千万円あった土地開発基金は現在、数十万円しかないという異例の事態が生じているわけがございます。

そこで、そのような状態にある中で、公共用地取得特別会計について、今後早急に解決しなければならない点があるのではないのかと。そのうち3億円余は一般会計に繰り替え運用、要するに一般会計に繰り出しをしているわけです。一般会計は、それを嫌々ながら議会の指摘に基づいて毎年それを10年間返すということをやっているわけです。隠れ借金になっているわけです。これが次の年の予算編成をますます困難にしている。公共用地取得特別会計の金を安易に一般会計に繰り入れてやった結果、さらにその後ますますこの予算編成を困難



にさせるといふ、こういう結果を招いているわけです。これは平成 15年度の決算を見れば歴然としているわけですが。

そこでお伺いするものでございますが、もう一方、1億数千万のお金を出して公共用地の取得の特別会計で買った駅前の旧バスターミナル用地の問題がございます。これについては、1億数千万の巨費を投じて買ったあの公共用地を、これをずっと観光協会にそれを貸し付けて、そして駐車場にさせていると。駐車場も何が何だか分からないで年間ちよろちよろやっているという、こういう実態がございます。1億何千万もの公費を出したものを1団体にわずか年間300万で駅前の一等地を貸しているという無策が続いているわけです。

私の質問は、駅前公共用地特別会計で買った公共用地、旧バスターミナル用地の早急な解決というものが必要になっていると思うんです。その点について石井市長は全く無策、施策を示さないわけです。これは今後ずっと観光協会に駐車場として貸し与えていくのかどうなのか。これは業界との癒着につながりかねない大変な問題だと。一時的に使わせるというような筋合いのものではなくて、1団体のために1億何千万ものお金を出して買ってやったという、こういうことになりかねないわけですから、この利用についての計画、そして計画年度等、もしありましたら明確にしていきたいと。

次に、この会計は事業会計ではないですから、この土地から生ずる 300万円を収入するというのは、この会計上問題があるのではないのかと。これは事業会計ではないです。したがって、持っている土地を貸したり売ったりして、そしてその金を特に貸したりして年々収納するという、こういう事業を行う会計ではないわけですよ。にもかかわらず 300万円のこの土地収入を取っているわけです。これは不当な会計処理だと思いますが、いかがでしょうか。不当な会計処理だ。

3点目に、今後土地開発基金については、わずか数十万しか残っていないと。3億も4億もあった金がこうなってしまったという、この土地開発基金の財政破綻を招いた石井市政の責任は重大だと思うんです。これは今後、この会計をどう立て直し、どうするのか、これを明確にしていきたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 駅前の用地を取得した問題につきましては、今現在、公共用地の有効利用検討委員会で、市の職員等を巻き込んで有効利用の検討をさせていただいておりますが、前にも議会の中でも答弁させていただきましたように、今後、下田北高・南高の統合問題が出てまいります。そういう形によって、また土地の使い方というものがあるのでどのように変化をし

てくるかという中で簡単にあそこをすぐどうこうするべき土地ではないという認識を私自身は持っておりますので、この中でまたそういう学校の統合問題が出てきた時に、あその土地を有効利用していこうというような考え方を持っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長兼副収入役（高橋久和君） 公共用地取得特別会計の財産の状況でございますが、決算書の222ページに記載のとおり、15年度末といたしましては、現金が約714万、一般会計の貸付金として2億4,770万、内訳は、今お話のように15年度の予算編成のための財源調整のための繰り替え運用が1億9,000万、それから吉佐美のグラウンド購入用地のための5,770万、それから先ほど公共用地取得特別会計での貸付金ということで旧駅前バスターミナル用地の購入費ということで1億6,200万円が現在の土地あるいは貸付金、現金の状況で、全体としては4億1,684万6,000円あります。

これらにつきましては、今お話しのように毎年度一般会計を含めての財源不足ということで、本来ならばこういう目的基金でございます公共用地取得特別会計等々の基金は、本来その目的のために使うというのが原則だというのは重々承知をしておりますけれども、いかんせん財源調整が大変だということで、今言いました財源調整のために繰り替え運用ということで、15年度においては約1億9,000万等々の一時的な運用をしております。

これについては、ご指摘のとおり10年間で返していこうという償還金計画に基づきまして、16年度から返還をしているところでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） あの公共用地の取得に当たっての目的が下田南高・北高の統合に伴う土地利用をしたいということで取得しているというふうなことを聞いたのは恐らく今回が初めてで、これまたおかしな話でございまして、この駅前広場は、ご承知のように観光立市を目指す下田市にとっては一番最初にでも手をつけていかなければならない、整備を進めていかなければならない最も重要な玄関口だと思うんです。駅前広場の整備というのは観光立市を進める本市にとっては焦眉の課題だと。

具体的な事例は、先般、私が申し上げましたように、駅前広場における小型タクシー、その他のタクシーの占用等をめぐって不正な公金の納入、それを不正に受け入れていた収入役室というふうな問題も露呈しているわけです。

ともあれ、あの土地も含めて駅前広場の整備に必要な土地としての整備でない限り、公共

用地の取得の理念は完全に失われると思うんです。私は、その場限りのでたらめな、またあるいは思いつきの発想というのは市政を混乱させるものになると。むしろ原則どおり今まで進めてきた駅前広場の整備の一環としてあの土地を利用し、そして終着の駅としての下田、観光地としての下田の駅前のイメージの一新のために利用するのが、これは最善の方法だと。これを南高と北高の統合のために利用したいだなんて、こんな思いつきをやっていたら、この町はますますだめになる。観光立市の看板が泣くと思うんです。

市長、これは駅前の整備という大問題との関連で利用するというのをぜひ検討していただきたいと思うんですよ。南高だ、北高の何にするなんていうことは論外です。私はそう思うんですが、いかがでしょうか。

それと、この公共用地についてやはり私が思うのは、事業会計ではないわけですから、ここで土地を貸したりなんかにする収入を計上するというのは不当ではないのかなと。会計の原則からいっておかしくはないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。この2点、どうでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 高校統合の問題に利用するなんていうことを言った覚えはありません。そういう問題がもう既に19年度に出てくるという中で、やはり下田市にとって、都市形成の上で安易にあそこに例えば何を造るとか、どういう貸付をするかというようなことではないという考え方を述べさせていただいたわけでありまして、そういう問題がもうすぐ目の前に来ているという中で、では例えば南高がどいた後にどのようなまちづくりの形態という話がまた起きてくるかわからない。そういうことも視野に入れながら、今、有効利用検討委員会の中で検討をしていると、こういうことでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長兼副収入役（高橋久和君） 本来、この公共用地取得特別会計での運用としての300万円はいかなものかということでございますが、先ほどご説明いたしましたように、あるいはまた小林さんが言われるように、この会計は今後公共的な、あるいは公共財産等の利用のために、それらの土地を先行取得をするための会計でございまして、先ほどお話がありましたように、14年度に元駅前のバスターミナル用地1,651平米を購入をして、この土地については公共用地取得特別会計で持っている土地でございます。

先ほどの例えば財調の財源不足のための貸し付け、あるいは吉佐美グラウンド等の購入のための5,700万は、これは一般会計等へのある意味では貸し付けと言う事でございます。こ

の土地、駅前ターミナルは、公共用地取得特別会計が持っている財産でございまして、それを一時的に観光協会等へ貸し付けているということで、そこから上がってきます貸付料についてはこの会計で処理をしているというのが実情でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって、認第4号に対する質疑を終わります。

次に、認第5号 平成15年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 今年度国民健康保険の大幅な引き上げが行われたわけです。国保につきましては、この決算で明らかになったんですが、約3億4,000万の滞納繰越をこの決算で生じているわけです。実際に国保税等の収納が10億足らずと、滞納が3億4,000万、不納欠損を含めると約4億円近く滞納があったと、こういう実情を示しているんです。

したがって、この国保会計は、私が言っているように国民健康保険というのはお互いがお金を出し合って助け合っていく、そういう共済、お互いに助け合っていく組織なんです。これが、金を出す人、出さない人という、こういうことになってくると国保の理念というものは失われると思うんです。

私は、特に国民健康保険の滞納対策というものは、そういう点では制度を維持するために極めて大切なものだと思うんです。この点で国保税の滞納処理、もっと言えば、国保というものをどう市民的な理解を得ながら共同してみんなで、加入者全体でお金を出し合って医療を支えていこうと、市民の健康や生命を守っていこうという、こういう共同の事業を理解していただく、そういう事業を進めない限り、これは進まないと思うんですが、この国保の滞納問題に対する取り組み、対策、これについて第1点、お伺いします。

2点目は、この平成15年度の決算を見ますと、大体国保加入者の1人当たりの医療費が18万余だということを書いてあるわけですが、これは、下田市の国保加入者の1人当たりの医療費18万余、医療費というよりも保険者負担が18万余だと。医療費はそれよりもっと高いということになるわけですが、この下田の国民健康保険加入者の1人当たりの医療費18万というのは、全県あるいは全国水準からいってどのような位置になるのか、参考までにお伺いしたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

税務課長（鈴木布喜美君） 今言われましたように、市税と同様、国保の方にも滞納額が3億4,500万円。これは何ですけれども、我々正直な話、市税に回す分よりも国保を優先して収納するようにしております。あくまで 国保会計の部分で、やはり一般会計からも苦しいものですから、国保を頑張らなければいけないというような方向でいまして、滞納者にもその旨、病気になったらあなたは国保の分で補っておりますもので、ぜひとも収納をお願いしたいというような形で積極的に国保の方に収納してもらい、滞納者にもその理解をお願いしている次第です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市民課長（土屋徳幸君） 先ほど、下田市におきます国保の1人当たりの医療費の水準はどうか、実態的に幾らであるかという、まず1点目のご質問でございます。

その件につきましては、主要な施策の80ページ下段にございます。これは、いわゆる全体額、7割とかという部分ではございませんで、10割で算定した場合に、平成15年、1人当たりが34万1,443円、前年度の14年度が32万2,703円と。その前が32万5,429円ということで、当然今の傾向、要するに医療費が増嵩しているのを示しております。

一方、これに対して下田市は、他市と比べると、要は全国レベルで高いのか安いのかという2点目のご質問でございますが、ちょっと全国レベルのデータは今持ち合わせてございませんので、もしお許しいただければ決算審議のときにご提供させていただきたいと、このように考えます。

〔「何ページですか」と呼ぶ者あり〕

市民課長（土屋徳幸君） 80ページです。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） ただいまの30何万というのは、国保加入者全員のものではないかと思うんですよ。国保加入者のうちには老人保健の該当者もあるだろうし、そうでない者もあるのではないのかと思うんですが、私が聞いているのは、老人保健は拠出金ですね。国保からの拠出金でやっているわけで、実質的には保険者が払う。保険者というのはあなたですね、下田市ですね。下田市が医療機関に支払う金は1人当たりどの程度になっているのか。簡単に言えば、高額ではなくて退職者の医療費等、そしてそれ以外の一般の医療費、これを合わせたものが老人保健対象者を除いたものをお聞きしたいわけですよ。今のあなたのは、どうもそうではないかと思うんですが、どんなものでしょうか。

それと、税務課長がなかなか苦しい答弁をしたんですが、私は、やはり制度的な問題点が

あるのではないのかと。要するに市民課で国保を扱っているという。そして、給付と賦課と徴収というものが別々に行われているというふうなことも含めまして問題があるのではないのかと。口を開けば行財政改革、こういうことを言うんですが、今必要なのは、国保、老人保健、介護保険を含めた市民の健康を守る上でのこういう問題についての収納あるいは給付、これらを一体とした対策というのが、私はすぐれて行財政改革の大きなテーマだと思うんですよ。口を開けば行財政改革で、何年度に何人を減らすとかという、こういう発想しか生まれてこないんですが、大事なそういう政策的な問題を考えてはいないんでしょうか、この点を最後にお伺いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

税務課長（鈴木布喜美君） たしか以前は、国民健康保険課というのがあったというふうに理解しております。そこで給付から収納まで全部やっていたというようなことで、何年前から収納関係については税務課収納係がやりなさいと。その対象も市税を集める対象と同じような方が滞納になっている。そこで、同じようにそこへ収納係が行けば同じようなことでかち合わなくて、それで集めていくものではないだろうかというようなことと、私は理解しております。現実的に、対象者は国保と市税の方にほぼ同じ人がいるもので、その辺は一括して収納をしなければならないのかなと。

ただ、私がちょっと思うには、国保の部分は国保の係でやってもらうのも一つかなと思う部分がありますが、これは私が今即答して別々でやるんだというふうにはならないと思いますので、やはり同じようなところへ行くなら、その収納については税務課収納係の方で、それも一つの方法で、今の段階では今と同じような形がいいのかなというふうに判断はいたします。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市民課長（土屋徳幸君） 大変失礼しました。

先ほどの1人当たりの医療費につきましては、そのとおりでございます。

逆に、議員がご質問の一般医療分、それから退職の関係の医療費といいますが、要するに中心的になるのは療養給付費、療養費、高額療養費等で医療の中の全体のトータルということになりますと、一般分でいきますと、15年度の決算額につきましては合計で13億1,400万ほどの額になります。

一方、退職の部分につきましては、合計で4億8,900万がそれぞれの療養費といわれる部

分の決算額になります。これを、それぞれの被保険者数で割り返せば一人一人のものが出てくるわけですが、ちょっと今内訳が出ておりませんので、委員会のときに提出させていただきます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって、認第5号に対する質疑を終わります。

次に、認第6号 平成15年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第6号に対する質疑を終わります。

次に、認第7号 平成15年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定 についてに対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 介護保険の決算が出たわけですが、介護保険の1号被保険者が出す保険料は大体2億円余ということになっているわけですが、介護保険制度の根幹をなすのは、公費で50%、そして1号被保険者並びに2号被保険者で50%、要するに介護に要する費用を公費で50%、そして受益者である被保険者が50%という、こういう形で負担し合うということが介護保険の一つの基本的な仕組みになっているわけです。

そういう観点からいきますと、平成15年度のこの下田市の介護保険の会計を見ますと、大体10億くらいの介護給付費のうち2億円余を1号被保険者の保険料で賄っているというのは、このバランス上からいってどうなのか。専門家である課長さんのご意見をお伺いするものでございます。

私は、これを見た限りは、介護の総費用に対する保険料の割合がちょっと高いのではないのかなという感じがするんですが、その点について、まずお伺いします。

次に、介護の保険料は、65歳以上の1号被保険者の増大に伴って当然介護の需要というものが伸びてくるということが考えられます。そういう点で、本市の介護に要する介護費用というものは増嵩の傾向を持っているのかどうなのか。介護は、いわゆる施設介護と、そして在宅介護に大別されると思うんです。そういう点で、現在、施設の増大に伴って、施設介護の費用が増えてくるということが全国的な傾向としてあると思います。

本市において長年言われていた特養施設の待機というふうな問題が、大賀茂等に特養施設が造られる、あるいは周辺の地域でも整備が進められるということで、それなりにこの特養施設の待機という実情が現段階において解消されているのかどうなのか、第2点目にお伺いします。

第3点目には、医療保険と違って介護保険は介護認定審査会という手続を経なければ給付をなかなか受けることができないという大原則があるわけですが、そういう点での被保険者に対する介護保険についてのPR等は現在も必要としているのか、必要としていないのか、この点をお伺いします。

次に、医療の場合には、いわゆる医療機関、診療機関 医療機関と薬局ですね、こういうものかららの請求をいわゆるレセプトと言うんですが、これを審査して保険者である市が支払基金を通じて支払うという、こういう仕組みになっているのですが、介護保険の場合には事業所からの請求、例えばデイサービスあるいは施設がございますね。そういう事業所からの請求をどこでチェックし、そして、その請求が正当であるかどうかをチェックし、支払う仕組みというのは現段階でどうなっているのか。

全国的に、この事業所の請求というふうなものが、かなりあいまい医療のような形で診療報酬単価等が、介護報酬単価も当然あるんだろうと思いますが、そういうふうなものが統一的になされているのかどうなのか。簡単に言えば、介護報酬についてのチェックというふうなものは、どういうふうな仕組みで行われているかどうか、お伺いします。

議長（佐々木嘉昭君） ここで、会議時間を延長いたします。

10番（小林弘次君） さらに、下田市内における事業所において、過去において不正請求その他の事例があったのかどうか、これについてお伺いします。

同時に、下田市内における事業所というものは、施設並びに在宅を含めてどの程度あるのかどうなのか。それらは許認可等についてはどういうふうになっているのか、この点についてお伺いします。

最後に、介護の保険料もご多分に漏れず実施後数年間でかなりの滞納が広がっているという状態があると思うんです。平成15年度末、数百万の滞納が広がり、この先、国保と同じような滞納が広がってくるというふうなことが予兆というか、あらかじめわかるような実態なんです。介護保険料の正確な納付等について、今、特別な対策を立てていかないと国保と同じような膨大な過年度の未収を抱えるという、こういうことが見えているように思えるんですが、その対策はどういうふうにお考えになっているのか、お伺いします。



議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） ただいまの議員のご質問でございます。

まず第1点、下田市の介護給付サービスの内容のバランスの問題でございますけれども、結論的には、保険料が現在 2,600円ということで、第1期の計画に対しまして、平均で 200円下げた形をとらせていただきました。この内容につきましては、基金から 8,000万円の取り崩しということで、2,600円ということで平均の標準額を出させていただいたところでございます。

第2期の事業が15年から19年度まで始まっているわけでございますけれども、現在のところ基金の取り崩しは行われておりません。ということは、当初想定しておりました基金を取り崩して2,600円の保険料に設定したという、その辺の前提、予想がちょっとかなり厳しい予想をしていたというふうに判断できると思います。

ただ、今後の事業の所要額の調べをしてみますと、平成 18年度過ぎからはやはり基金を取り崩していかないと事業運営できない状況に至るのではないかとというふうに判断しております。

それから福祉サービスの介護の今後の見込みでございますけれども、ご承知のように住民への周知が大分深まってまいっている現状がございます。並びに、各施設におきましても整備が進んでおりまして、在宅のサービス、それから施設給付サービス、いずれも伸びている状況でございます。

平成12年度の介護保険事業発足時から15年度までのサービスの給付状況を比べてみますと、まず事業計画につきましては、平成12年度が11億1,900万円、13年度で14億3,200万円、14年度は16億2,800万円という形で計画数値を出しているわけでございますけれども、給付の実績が平成12年度につきましては4億2,800万円強ということで、計画数値に対しまして38.3%の執行率になっております。

13年度につきましては、計画数値14億3,200万円に対しまして給付実績が6億5,500万円強ということで、46.6%に伸びております。

14年度は16億2,890万円の給付のサービス計画数値でしたが、実績は9億2,800万円強ということで、大体52%になっております。

平成15年度につきましては、12億9,000万円の数値で計画しておりました。給付実績につきましては、11億800万円の数字を示しておりまして、85.9%という数値になっております。この傾向は、平成16年度以降につきましても伸びていくのではないかとというふうに判断を

させていただいております。

それから待機者の状況でございますが、現在、待機につきましては個別に契約をするという制度をとっておりますので、実際、実数としまして何人待機者がいるのかという実数を把握できませんが、大体重複を含めまして 500人程度はいるのではないかとこのように判断させていただいております。実質的には 200人を超える待機者がいるのではないかとこのように聞いております。

ただ、ご承知のように現在、吉佐美地内におきまして、福祉法人の梓友会というところが特別養護老人ホームを現在建設中でございます。この施設ができれば、その辺の数値はある程度軽くなっていくということが予想されます。

ご承知のように、この特養施設への入所につきましては、従前は現在地の特例というのが点数加算されておりましたけれども、その辺の改正が行われまして、下田市に施設のある場合には、下田市の住民が優先的にポイントが高くなるという、そういう制度がとられておりますので、市内のそういった待機者の解消にはつながっていくのではないかとこのように判断させていただいております。

それからPRでございますけれども、先ほどの一般会計の質問の中にも出ましたけれども、緊急雇用対策事業という取り組みの中で社会福祉協議会に1名人件費相当を委託しまして、介護保険円滑化サポート事業というのを展開しております。これは、制度の周知、PR等を中心に戸別に訪問をさせていただきまして、介護保険のサービスの内容につきましてPRをさせていただいております。この事業につきましては、今年度も継続して実施させていただいております。

それからレセプトの審査の関係でございます。この辺につきましては、やはり介護給付サービスに対する請求の問題というのは、これは全国的な問題として取り上げられている経緯がございます。

国保連におきましては、この辺をコンピューターでチェックできるシステムというものの導入を現在進めておりまして、現在、最終的な目標までは進んでおりませんが、在宅給付サービス、それから施設へ入所された方、あるいは介護保険サービスを受けていた方が医療機関に入って介護保険の対象外となった場合におきまして、引き続き在宅サービスの給付を受けているというような問題があり得ますので、その辺のチェックにつきましてコンピューターで確認できるようなシステムの導入を現在進めているというふうに聞いております。

それから不正請求の問題でございますけれども、本市におきましては不正請求という問題

は現在のところ発生していないというふうに認識しております。

ただ、新聞紙上等でご承知のように、沼津市の介護保険事業サービスの方がそういった不正の請求をしたということで、県の方から指定を解除されております。

この辺につきまして、下田市への影響でございますけれども、生活保護を受給されている方で、ここの事業者から給付のサービスを受けた経過が過去にございまして、その辺につきましては、県の方へ出向きまして、その辺の数値のチェックをさせていただいているところでございます。

それから介護保険サービスの事業所の関係でございますけれども、現在、介護保険の事業者は、指定介護の支援事業者ということで、ケアプランの作成事業者、それから居宅介護サービスの指定訪問介護事業所、それから指定訪問の看護事業所、指定訪問の入浴介護事業所、さらに短期の入所生活の介護事業所等々がございます。この辺の事業所の数につきましては、平成15年3月に下田市の高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画を策定させていただきましては、その辺から変化はないというふうに考えております。

認可につきましては、これは県の方で審査をしまして認可をする、そういう手続が必要になるものでございます。

それから保険料の滞納でございますが、介護保険分につきまして、平成12年度の発足当初におきましては、当然いろいろな優遇制度がございましたものですから滞納というのは生じておりません。滞納につきましては、特別徴収と普通徴収という形で、一定の額以上年金を受給されている方につきましては特別徴収1万5,000円、それ以下の方につきましては普通徴収ということで、年金天引きではなくて、自ら納付をさせていただいているところでございます。

それで、滞納につきましては、平成13年度が16万3,500円ございました。14年度につきましては、繰り越しまして332万1,000円に、これが増えております。15年度につきましては397万余円になっておりまして、現時点で750万円近い数字に上っておりまして、これをこのまま看過できない状況になっておりまして、放置しておきますと、どんどん膨れ上がるものでございますので、もちろんこれは、制度上、滞納がありますと介護給付サービスに制限が加えられることになっておりますが、こういったことも周知させながら、今後、滞納整理につきまして、電話あるいは文書での督促、それから訪問のあった場合への理解を求めていくということで、これまで残念ながら係で一体となった取り組みが行われてきていない状況がございますので、今後につきましては、係あるいは課一丸となった体制、仕組みをつくり

ながらこの滞納整理に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 下田市の介護保険の概要が大筋わかったわけですが、介護保険制度が発足して、平成12年から今度で4年目ということですが、やはりこの制度が本当の意味で高齢者の介護という問題に社会的に応える道になるということについては、いろいろと今後我々も研究し、問題を提起していかなければならないことが多々あると思うんですが、介護保険制度のあれに当たりまして、やはり現在の医療と介護という問題がここに横たわっていると思うんです。高齢者に対する医療、同時に高齢者に対する介護という、こういう2つの問題があって、一方では老人保健があり、一方では介護保険があるということになって、この点について、どうこの整合性を、一方では医療で70歳以上ですか、71以上の高齢者の老人保健、もう一方は65歳以上での介護保険という医療と介護が二本立てに既になっているんです。これを埋めるものとして我々が、自分自身が期待したのは、介護型の病床群あるいは医療型の病床群というものが必要ではないのかというふうに自分自身は思っていたんですが、介護保険導入時においては、この制度からの医療機関におけるこの制度上の特質ということからなかなか進まないんですが、現段階で下田市内周辺における介護型の病床群というんでしょうか、こういうものがあるのかどうなのか。あるいはどういうふうな形で整理されているのかいないのか。あるいは、依然としてなくて、完全に医療型の病床群だけがあるのか、この点どうでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 老人医療と介護の問題でございますけれども、この辺は非常にリンクしているし、極めて難しい問題だということです。

ご承知のように、老人医療制度は平成14年10月1日から大幅に変わりました。従来70歳以上の方を対象としていたものが75歳に引き上げられまして、平成18年10月を目途に基金の交付金と、それから国、県、市の負担金を2分の1、50%ずつにするということで、現在そういった率の引き下げ、改正見直しが行われているところでございます。

それで、国におきましては、やっぱりこういった現実を踏まえて、平成15年9月に厚生労働省で告示を出しております。「老人医療費の伸びを適正化するための指針」というガイドラインを平成15年9月に示しているところでございます。

この内容でございます。基本的な考え方でございますけれども、老人医療費の水準というのは、地域における疾病の状況とか、患者の受診の動向、あるいは医療提供体制とか保健事業、介護サービスの実施状況と非常に密接に関係しているということで、地域の実情を踏まえた施策の推進を図ることが第一義的に必要なことであろうということで、健康づくり、それから疾病予防等の推進、それから高齢者の心身の特性を踏まえた適正かつ効率的な医療の提供、それと適正な受診の促進、これは多受診とか、一つの病気で医療機関を何回も変わるとかという、そういったものをある程度適正化を進めていこうという、そういう方針でガイドラインを示しているところでございます。

本市におきましても、こういったガイドラインにのっとりながら、今後、介護と老人医療の問題を検討していく必要があるというふうに考えておりますが、医療と介護のベッド数の関係につきましては、制度発足当初、介護療養型のベッドはございませんでした。

第1期の計画の中におきましては、相当程度、現在の医療型のベッドが介護療養型に転換するのではないかとこのように見込みまして、数値、保険料等もそういう形で計画値を示させていただいたものでございますが、現状におきましては、ご承知のように下田温泉病院が外浦にございますけれども、そこが40床を介護療養型の病床に転換いたしております。それ以外は、現在のところ転換につきましてはの情報というのは入手していないのが現状でございます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 専門的なことを課長がちゃんと答えてくれたわけございまして、実態というのはよくわかったわけなんです、私は、持論として老人保健、介護保険、こういうものは一体的に今後の高齢化社会を支える公的な介護医療の責任ということではすごく重いと思うんですが、こういった中で最後に質問したわけですが、介護型病床群がある程度増えるということが当市では絶対必要だと思うんですよ。例えば下田病院であるとか、県南病院だとかを含めて医療型と介護型がこのまま同じ数とまで行かなくても、どういう格好にしても出てくると。

こんなことを言っでは申しわけないですが、私は前に山梨県の公的な医療機関で研修させていただきまして、やはりそこでは介護、要するにこの辺で言えば共立湊病院のようなところでも介護型の病床群と、そして医療型の病床群、2つの体系を既にとっていたわけで、やはり今後、共立湊病院等公的な機関でも介護病床群等を進めていく必要があるのではない

のかというふうに自分は思っているものですから、ぜひそういう方向で検討していただきたいと。

終わります。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって認第7号に対する質疑を終わります。

次に、認第8号 平成15年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第8号に対する質疑を終わります。

次に、認第9号 平成15年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第9号に対する質疑を終わります。

次に、認第10号 平成15年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 長時間あれさせていただいて悪いんですが、水道事業においては、平成15年度は、経理的というのか、経営内容は、まれに見る良好な経営をしていると思うんです。経営的にはまれに見る経営をしていると。

実態的には、ここ数年、給水収益の減少にもかかわらず、経営の合理化を図って健全な経営を進めているということは、この決算書を見れば一目瞭然でわかるわけで、担当課職員の皆さんの努力というものに敬意を表するわけでございますが、ただ、この時点で問題がないわけではないと思うんです。

1つは、施設の老朽化に伴うこの改修とか、あるいは地震対策に対する費用というものが、膨大なものが前に見えていると思うんです。今回課長はその点について触れられなかったわけでございますが、今後、落合浄水場、場合によると中配水池、これらの抱えている諸問題をどう決着をつけるかというのは、議員のみならず多くの市民が注目していることだと

思うんです。

そこでお伺いしたいと思いますが、落合浄水場並びに中配水池等の耐震補強等に対する今後の見込み、考え方はどんなものでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

水道課長（磯崎正敏君） 前の議会でもちょっと答弁させていただいたと思うんですけれども、長期計画を作らせていただきまして、平成 17年度から 21年までの間でありますけれども、耐震補強につきましては、平成 17年度から 22年の 6 力年に対して補強計画を来年度から実施していくという予定で考えております。

これについても、水道料金の値上げの話もここに付随してくる問題だと思うんですけれども、平成 22年までについては、うちの方が企業債とか水道債等を借り入れるというような形の中から、値上げをしないでこれを処理していきたいというような形を考えております。

浄水場については、管理本管から機械とポンプ室、変電室、発電機室、沈砂池、この辺を平成 22年までにやりたいという形で考えております。

下田配水池については、耐震診断をやりまして、結果としてもたないというような形のもので出てきております。これについても施設が 35年ぐらいたっております。耐用年数については 60年あります。残については 25年あるんですけれども、施設をやり直すについては、とりあえずは、まだ耐震の診断だけの話で、金額的な話はまだこれからの話になります。この辺についてもどのくらいかかるかで推移を見ながら計画を練っていかなければいけないのではないかと考えております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 今のお話によりますと、下田市の上水道施設の心臓部とも言うべき落合浄水場あるいは中配水池の耐震化がすぐれて必要だということは明らかになったわけで、とりわけ私は中配水池については、とかくいろいろな問題を聞くわけでございますから、この点については根本的な解決を踏まえて計画を立てる必要があるのではないかと。

もう一つは、同時に今示された平成 17年度からの耐震補強計画に中配水池も組み込んでやらないと、これはやはり後手に回る可能性があると思うんです。ですから、この際やはり大なたを振るつもりでこの耐震補強計画を進めるということが必要だと思うんですが、質問の 1 点は、中配水池を、あなたが今ご説明した平成 17年度から 22年までの、これは一種の拡張計画ではないんですが、耐震補強計画、こういったものについて中に入れるべきだと思

いますが、その点はいかがですか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

水道課長（磯崎正敏君） 先ほどもちょっと言いましたけれども、金額的な話がまだはっきりと決まっていないもので、どの辺で、どういう形で公開するのか、その辺が細かいところをもうちょっと精査して考えたいと 思っております。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって、認第10号に対する質疑を終わります。

以上で、認第1号から認第10号までの10会計の決算認定に対する質疑は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第1号から認第10号までの平成15年度下田市各会計決算10件につきましては、9人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、ここに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、9人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

#### 決算審査特別委員会委員の選任

議長（佐々木嘉昭君） 重ねてお諮りいたします。

ただいま設置することに決まりました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1番 沢登英信君、4番 土屋雄二君、5番 鈴木 敬君、6番 渡辺哲也君、11番 梅田福男君、13番 大黒孝行君、14番 増田榮策君、16番 嶋津安則君、17番 森 温繁君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9人を決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。



ここで、ただいま選任されました委員の方は、決算審査特別委員会の正副委員長を互選していただくため委員会を開催していただきたいと思います。

委員の方は、第1委員会室へお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午後 4時30分休憩

午後 4時58分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここでご報告申し上げます。

休憩中、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をいたしました結果、委員長に森 温繁君、副委員長に梅田福男君が選出されましたので、ご報告いたします。

議長（佐々木嘉昭君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

明日28日も本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしく願い申し上げます。長時間ご苦勞さまでした。

午後 4時59分閉会